

第二日 平成二十九年九月八日

開 議 午前十時

〔開議前に事務局より、六番小野 稔議員が所用のため欠席する旨が報告される〕

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、三番奈良完治君に一般質問を許します。三番奈良完治君。

〔三番 奈良完治君 登壇〕

○三番（奈良完治君）

おはようございます。議席番号三番奈良完治です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成二十九年第三回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

さて、きょうこのごろは七月からの少雨、猛暑が続いていたので、八月の後半は何か秋らしい気候になってきたように感じられます。ただ、八月の中旬以降、日照不足が指摘され、農作物への影響が心配されていましたが、米も今の状況が続くのであれば、そんなに深刻な状況ではなく、また、リンゴに至っては、主力品種ふじの玉伸びが少々おくれてはいますが早生種つがるを初め、中生種弘前ふじ、ジョナゴールドなどは平年並みに成育し、今、この津軽地方は喜びの出来秋をまさに迎えようとしているように思います。

町の行事に目を向ければ、六月二十五日、晴天に恵まれましたふじワングランプリ二〇一七の大盛況、八月のねぶた、そしてながしこの合同運行、そしてこれまた晴天に恵まれた津軽花火大会、常盤小学校で開催された町民運動会、

そして特筆すべきは、当町矢沢地区の赤沼伝説を題材とした縁で、八月六日にヤマト運輸から招待を受け、町民約百七十名が参加した青森ねぶたと、ことしも町民みんなで楽しみ、そして大いに藤崎町を発信できたのではないのでしょうか。

ただ、大きな悲しみもありました。衆議院議員木村太郎氏が五十二歳という若さで七月二十五日にご逝去されたことです。代議士を通算連続七期務められ、青森県、そして当町のためにいろいろ尽力してくださいました。特に当町においては、近年では農道、用排水路の整備、学校整備、防雪柵整備など、多岐にわたりお世話になってまいりました。これから今以上に青森県、そしてこの日本の発展のために力を発揮していただけるものと思っていましたので、まことにまことに残念でなりません。ただ、県議初当選の二十五歳から今日までの激務をこなしてきたことを考えれば、今はただ静かに静かにご冥福を祈るばかりです。

さて、それでは、先般通告した質問事項に移らせていただきます。

先日、中学生海外派遣の報告会が開催されたと聞き及び、今定例会で質問をさせていただきます。

今、国は、観光立国を目指し、訪日外国旅行者二千万人達成を目指しているわけですが、大きな意味で、観光需要を取り込むことで、地域活性化、雇用機会の増大を期待するとともに、世界中に日本の魅力を伝えることにより、諸外国との相互理解の増進を図る考えのようです。まさに文化、経済、そして国民の生活も同時に国際化を進めて、地域、そして国のさらなる発展と反映を目指しているのではないのでしょうか。そのような状況の中で、中学生の海外派遣事業が実施されたわけです。

そこで、その事業内容についてお尋ねします。

一つ目は、当事業目的と、内容について。

二つ目は、実施された具体的内容と日程について。

三つ目は、ホームステイも何日かあったようですが、そのホームステイ先の選び方、なれない外国ですので、病気、けが、そして会話などでも精神的なトラブルの有無。

そして四つ目に、帰国後の事後研修、報告会の内容についてお尋ねします。

国際化が叫ばれて幾久しい年月がたったように思います。今、まだこの地域においては都会ほど国際化の波は波及していないように思っていますが、これからの若い中学生の感性、感覚の中で今回の事業がどのような意味、意義があったのかを少し検証したく、今回質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

さて、総務省は、ふるさと納税で地方流出した額が二〇一七年度は前年比一・八倍の一千七百六十七億円に上るとの集計結果を公表しました。都道府県別では東京都の四百六十六億円が最多であり、上位は神奈川県、大阪府、愛知県と続き、この四都道府県で減収総額の半分を超えており、寄附は当然地方に集まる傾向が強く、都市から地方へ財源が流れている状況が鮮明になっているとの公表でした。ちなみに、ふるさと納税から二〇一七年度の住民税減収額を引いた黒字額の上位三都道府県は、北海道の二百三十一億円、山形県の二百二十億円、宮崎県の二百億円が報告され、青森県は十六億円ということでした。ただ、都市部の反発も強く、総務省も加熱する返礼品競争見直しを各自治体に働きかけているようです。

そこで、質問をさせていただきます。

当町において、ふるさと納税額は、平成二十八年度はどのくらいあったのか。

また、平成二十七年度との差額はどのくらいなのかをお尋ねします。

二つ目に、平成二十八年度の活用状況はどのようになっているのか。

三つ目に、総務省が見直しを求めている納税された方々への返礼品の内容、納税額に対しての返礼品の金額の比率をお尋ねします。

四つ目に、私は個人的には、総務省の指摘、指導は必要ないと思っていますが、当町としては、返礼品に対しての見直し、または地域産業のPR、育成、活性化につなげるために、さらなる充実を目指しているのかをお尋ねいたします。

八月二十九日、午前六時ごろ、携帯電話のメールの着信音と、広報による全国瞬時警報システムJアラートに寝ぼけ気分を一新されました。あの国のことは町政とは直接かかわりがないので、質問は控えさせていただきますが、今回のミサイル発射、北海道上空通過も防災対策の一環ではないかと思っている次第です。もし、万が一あのミサイルが日本のどこかに落下したら、住宅地などであったなら、大変な事態が予想されます。当然、爆発、火災、救助が必要となり、常備消防及び消防団にも出動機会が予想されます。大規模な被害になればなるほど、消防団の役割は大きくなるはずで、そのような意味も含めて、今回は、消防団の環境整備についてお尋ねします。

一つ目は、少子高齢化、雇用制度の変化など、社会状況の変化により、当町でも消防団員の欠員が八月一日現在、定数四百十一人に対し、実数三百五十九人、五十二人の欠員が生じています。各分団長は、団員の確保、団員補充に日々腐心していますが、なかなか効果があらわれていないのが現状のように思います。

そこで、他市町村では早急な改善策として、地域限定型の機能別消防団制度を取り入れているところもありますが、当町において、この制度を取り入れる考えはあるのかをお尋ねします。

また、二つ目の質問として、藤崎、常盤両地区に小型動力ポンプ積載車だけでなく、両地区にポンプ自動車を一、二台ずつ配備できないかをお尋ねします。藤崎、常盤両地区には、純農村地帯と違い、商店街、住宅密集地があり、昨

年十二月二十二日の糸魚川市の大火が起きる可能性はゼロではありません。そのためにも放水量が多いポンプ車が各一台ずつ必要と思い、質問をさせていただきまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁を求めます。町長、平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、学校教育についてのイの藤崎町中学生海外派遣事業についての事業目的と内容について、実施された具体的な事業内容と日程等について、ホームステイ先の選び方、また、トラブル等の有無について及び帰国後の事後研修、報告会の内容については、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

今回、初めて実施いたしました中学生海外派遣事業は、次代を担う中学生が外国の文化や伝統について、見聞を広め、国際社会に貢献できる人材の育成及び国際理解教育の推進を目的とし、文化施設や教育施設などの見学及び英語学習や、ホームステイ、現地中学生との交流などを実施したものであります。今回は、シンガポールへ、そしてマレーシアへ藤崎中学校二年生九名、明德中学校二年生八名、引率教諭三名の合計二十名を派遣いたしました。

まず、六月十五日に結団式、その後、三回の事前研修を行い、現地の文化や風習などを学習し、五泊六日の日程で七月二十六日に出発、現地では、学校での交流活動、また山村での民族儀式や農業などの見学、体験、さらに現地学生との市街地見学など、多岐にわたる活動を行いました。そして、今回の目的の一つであるホームステイは、生徒一

人一人がシンガポールの一般家庭に二泊し、日常生活を体験いたしました。なお、受け入れていただいたホストファミリーは、中流以上の裕福な家庭で、ホスト経験豊富な家庭ばかりであり、生徒の個人的事情も考慮した上で受け入れ先を決定しております。

また、活動に際しましては、事故、トラブルなどもなく、無事に日程を終了することができました。

帰国後、二回の事後研修で、反省点をまとめ、八月十七日に報告会において、来賓、保護者に対し、海外派遣での体験を報告したほか、各中学校においても、文化祭などで発表し、作成した報告書については、関係者へも配布する予定としております。

将来を担う中学生が国際感覚を身につけたすばらしい人材となれるよう、今回の実施内容を精査し、次年度以降も事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、行政運営についてのイのふるさと納税についての平成二十八年度ふるさと納税額はどのくらいか。また、平成二十七年度との差額はどのくらいなのかについてお答えいたします。

平成二十八年度は、納税件数八百七件で、納税額は一千三百二十六万円、平成二十七年度は、二百五十三件で、五百六十二万五千円となっております。前年度に比べまして、件数は五百五十四件の増、金額としては七百六十三万五千円の増となっております。

次に、平成二十八年度と平成二十九年度の活動状況はどのようになっているのかであります。平成二十八年度は、小中学校の備品購入に二百万円、平成二十九年度につきましては、中学生の海外派遣事業に五百万円、小中学校の備品購入に四百六十万円を活用しております。

次に、ふるさと納税された方々への返礼品の内容、納税額に対しての返礼品の金額の比率、パーセントでございます。

すが、返礼品は、リンゴや農産物加工品などの町の特産品を中心に三十五コースをそろえております。

また、金額に対しての返礼品の金額比率は、寄附金額の三割を限度として選定しております。

次に、返礼品については、地域産業のPR、また、育成、活性化につながると思うが、さらなる充実を進めていくのかであります。インターネットでふるさと納税を紹介するふるさとチョイスに掲載し、返礼品を介して地域産業を紹介するとともに、ふるさと納税の申し込みを受け付けております。今後、さとふるというサイトにも掲載し、町の情報発信の強化を図るとともに、町内の事業者に対しましては、藤崎町産の農産物や生産品の魅力をさらに高めるための新たな返礼品の提供について、広報誌及びホームページなどで呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、町防災対策についてのイの消防団の環境整備についての機能別消防団員制度についてお答えいたします。

機能別消防団員とは、技術、能力、実情に応じて、特定の活動のみに参加する消防団員のことであります。近年の人口減少により、団員確保に苦慮している自治体が、通常消防団員が行う訓練、住民指導、広報活動、火災予防、災害防御活動や大規模災害活動の中から特定の活動を選択し、地域の実情に応じた消防団活動の補完をする役割が期待されているものであります。当町では、消防団員の確保には苦慮しているものの、消防団組織として十分機能しており、消防力の低下が懸念されるまでには至っていないものであると、現状では考えております。しかしながら、この制度は、消防団員OBや消防職員経験者など、職業上の技術を生かした活動が可能となり、より有効な消火、防災活動も期待できることなどから、今後、必要とあらば、消防団や関係機関と制度活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、積載型小型動力ポンプ車の整備をしながら、藤崎、常盤両地区にポンプ自動車を各一台ずつ配備できないかについてであります。現在、藤崎町には小型動力ポンプ付積載車が二十一台、ポンプ車が林崎地区に一台配備され

ております。消火活動を行う上で、ポンプ車がより高性能であることは十分承知しておりますが、現状では、当町の住宅事情や弘前地区消防事務組合との連携の中で、小型動力ポンプ付積載車で十分対応できるものと考えており、その旨消防施設等整備計画に反映させているところであります。今後、導入につきましては、企業立地や大型店舗などの新たな進出により、地域の状況が変わっていく場合など、取り巻く環境の変化に対応できるよう消防団並びに消防審議会のご意向を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

消防団員におかれましては、火災を初めとした災害から地域住民の安全を守るため、昼夜を問わず活動されており、地域防災の要となることから、今後も引き続き環境整備の充実と地域防災力強化を図ってまいります。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良完治君に再質問を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

事業目的と内容についてですが、外国での生活を通して異なった文化、伝統の理解を深め、国際社会に貢献できる人材の育成と中学校の国際理解教育推進が目的であり、英語学習、ホームステイにより生活体験、外国での中学生と交流を実施したとの内容のように理解しました。

そこで、再質問をさせていただきます。

この具体的な生徒たちを選んだ選抜方法とか、決まったものがあるのかないのか。どのようにして選抜したのかをお尋ねいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

参加生徒の決定については、町中学生海外派遣事業実施要綱の選考基準によりまして、まず、生徒自身の積極的な参加希望や健康状態、保護者の同意、本人の学習活動に対する意欲や学校生活での規律ある行動などが選考基準ということで、その他、本人の参加に対する思いを描いた作文と、あと学校からの情報提供等を確認審査して、決定しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

今、学務課長のほうから報告、答弁ありましたけれども、この学校での成績にはとらわれなくて、選考基準に基づいてというふうに決定のようですけれども、例えば英語の検定の三級とか、二級とか、そういう資格とか、そういうのはあんまり重要視しないで、生徒によるその意欲とか、そういうもので選抜したというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。実際、応募した生徒の中には、英検四級、五級の資格を持っている方、生徒もおりましたけれども、やはりあくまでも生徒本人の参加意欲の高さや、規律関係、そこがしっかりした生徒を重視したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

いろいろな外国と言えば変ですけれども、国がありますけれども、このシンガポールを派遣先に選んだという一つの理由をお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。シンガポールは、多民族、多宗教の国でありまして、アジアでは数少ない英語圏の国であります。また、さまざまな人種が生活しておりまして、いろいろな異なるものがお互いに理解するためには、公用語である英語を用いて生活しているということで、いろいろな人たちと接することが語学学習意欲も高まるということも期待されます。

また、経済的にも、政治的にも安定しておりまして、治安面の不安もなく、時差も一時間ということで、飛行機で約七時間の距離となっていることも考慮して、また、他の市や町での海外派遣研修の実績もあるということから、シンガポールを決定いたしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

三番奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

五泊六日の日程であり、一日、先ほどの町長の答弁にありましたけれども、三つから二つぐらいの研修などもあったようですが、また、ホームステイが二泊三日で行われたということですが、移動日というのがやはり二日ぐらい生じているように思います。まだ早いかもしれないですけれども、内容を吟味、検証して、日程などの私は延ばすというふうに考えるほうですけれども、それを検討していく予定などは持ち合わせでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

今回のこの派遣日程につきましては、業者選定に当たりまして、各社が企画提案書を提出して、プレゼンを実施し、業者を決定したのでありますが、まず、派遣団員の安全の確保が一番重要ということで、全日程の危機管理体制がしっかりしているものを最重要視しまして、生徒に負担のかからない、疲れないことなどの日程となっております。ただ、今回のこの経験をもとに、今後に向けてこれから派遣団長、また、派遣教諭との意見交換会もありますので、そちらのほうの話を聞きながら、日程等についてはまた検討して、検証しながら、今後に生かしていきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

当然、私自身もホームステイの経験はなく、以前、国際交流で友人宅に三沢の米軍基地の関係者の方がホームステイを一日したというのがありまして、そのときの思い出としては、ただ酒を飲み明かしたというだけでした。

そこで、この素朴な質問なんですけれども、最後に二つぐらい聞きたいと思います。

一つ目には、町長答弁にもありました厳しい審査を通った過程とありましたが、この厳しい審査というのはどういうものか具体的にちょっとお聞かせを。

二つ目には、トラブルの発生はなかったというふうに聞いて、安心はしているんですけども、ホームステイ先へのお土産とか、こまい話だけでも、お土産とか、生活習慣の違いとか、また、洗濯とか、いろいろと問題がなかったかどうか。ちょっともう一回再度お聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。ホームステイ先については、シンガポールは生活水準も高く、その中で厳しい審査を持った家庭ということで、これは旅行会社のほうの現地の支店が確実に実績のある安全安心であるホストファミリーを選抜しているものであります。

あと、お土産ですが、ホストファミリーへのお土産については、事前に各生徒がそのホームステイ先の家族構成とかを把握していることから、家族全員にお土産を持参したと。そして、その中身については、百円ショップでも買えるような日本ならではの折り紙とか、扇子、風鈴とかを持っていったと聞いております。

あと、ホームステイ先でのトラブルはなかったんですが、洗濯はしていないと。ただ、服が水遊びで汚れたものをホームステイ先のお母さんが洗濯してくれた例が一件ありました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

年内にこの報告書の作成と答弁がありました。これは当然楽しみにしています。

そこで、この報告会、口頭で発表したようですが、この雰囲気とか内容はどのようなものであったかお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。報告会には、たくさんの保護者の方も聞きにきました。生徒それぞれがこの派遣事業で経験したこと、学んだことを、それからまた思い出に残ったことなど、各自それぞれの思いを発表しておりましたが、特にホームステイ先での交流がとても印象的で、ほぼ全員の生徒がホームステイを二泊から三泊にしてもらいたいというふうな声も出ていましたけれども、あと、二つの中学校同士と一緒に交流できたということで、大変よかったということで、また英語をもっと勉強して、これを今度は将来に生かしたいというふうな、そういうふうな思いも語っておりました。生徒が本当に笑顔ではきはきと答えていたことが印象的でありました。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

当然、日本の常識が世界の常識ではありません。経済もグローバル化が進み、経済も一国では成り立ちません。そういう国内だけではなく、広く世界を見ていける人材を育成していくことも、これはこの地域においては大事なことのように思います。この中学生派遣事業のさらなる充実と発展をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

それでは、二の行政のふるさと納税について質問させていただきます。

平成二十八年度八百七件、金額は一千三百二十六万円、平成二十七年度は二百五十三件、金額は五百六十二万五千円、前年度比五百五十四件の増、あれ、間違っていました。金額も七百六十三万五千円の前年度との増との答弁がありました。町として、いろいろ努力した結果と思いますが、このふえた要因とかの検証をしていると思いますが、もし、要因がわかるのであれば、お知らせください。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。ふるさと納税が平成二十七年度に対しまして、平成二十八年に増額となった要因でございますけれども、まず第一に、ふるさと納税の控除額が二倍に拡充されたこと。二つ目といたしまして、ワンストップ制度の導入によりまして、五自治体までの寄附につきましては、確定申告をしなくても、控除が受けられるようになったこと。あと三つ目といたしまして、寄附金の使い道を納税者が指定できる制度を導入したこと。四つ目となりますが、ふるさと納税サイトふるさとチョイスに掲載いたしまして、さらにお礼の品を二十三コースから三十五コースへ

ふやすとともに、クレジット決済を導入したこと。それから、五つ目といたしましては、ふじりんごふるさと応援大使でございます梅沢富美男様が藤崎町の魅力や情報を広く発信してくださったことにより増額になったものと考えてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ふるさと納税は納税される方が使い道を選ぶとか、選択できるという話ありました。当然、当町にも使途、使う指定などは当然あるかと思えますから、あるかないか。それから、あったらその内容をちょっとお聞かせください。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

当町においても、寄附金の指定はできるものでございます。ふるさと納税は、納税者が唯一使い道を指定できる納税と言われてございます。当町におきましては、未来を担う子供たちの育成に関する事業、産業の振興に関する事業、健康増進及び福祉の向上に関する事業、スポーツ及び文化の振興に関する事業、その他町長が必要と認める事業、この五つから寄附金の使い道を指定して、寄附をいただいております。このうち、未来を担う子供たちの育成に関する事業には三百八十五件、六百七十七万円、その他、町長が必要と認める事業に二百十件、三百三十七万円と、この二つの事業で寄附額の七六・五％を占めてございます。この寄附を財源といたしまして、中学生海外派遣事業や、ICT機器購入を実施しているものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

私もちょっと調べてみまして、この使途を指定で、一番多いのが未来を担う子供たちの育成に関する事業と理解しています。具体的に平成二十七年度は、私が調べた範囲ですので、約五二％、平成二十八年は五一％、この次に多いのが、町長が必要と認める事業です。具体的に平成二十七年は約二一％、平成二十八年度は約二五％と理解しています。実にこの平成二十七年は七三・五％、平成二十八年は七四・六％と、納税される方のほとんどがこの町長に子供たちの育成に関する事業を望まれているように理解しています。これが実情ではないかと思っています。

そこで、町長は就任以来、医療費の無料化とか、地方創生を含めてですけれども、子育て支援事業に力を注いできました。その実績の中でもう一度、高校、専門学校、大学生の学生の奨学金制度の改革、見直しなどを考えてみてはいかがと思うんですけれども、その辺、町長のお考えいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

質問、教育から相当ずれ込んだ質疑で、ちょっと戸惑っておりますが、いわゆる私どもも昨年の九月、県内の町村会でデンマーク、ノルウェー、フィンランドを行政視察してきました。デンマークは福祉事業、そしてノルウェーは環境エネルギー、そしてフィンランドはいわゆる児童から小学校中学校の全てつながったいわゆる一貫教育ということで三つの柱で視察した際に、非常に北欧は教育、福祉にお金をかけていると、そう痛感して帰ってまいりました。

帰ってきたところで、さて、日本はどうだろうということで、いろいろな角度から国策として、あるいは自治体も頑張っているところがございますが、まずは税収の扱い方だと、そう思ってございます。大体北欧では直接税、約五〇%くらい徴収しているみたいです。そして、間接税は大体二四から二八%、ですから税収で大体七五ぐらいいっているのかなど。それでも、オギャーと生まれてから大卒までは教育にお金一切かからないということで、その国の人々は、その税に対しては余り不満ないようでございます。ただ、日本に至っては、三%の消費税上げるだけでもブーブーブー国民の議論が沸き踊ってしまして、あるいは求めるのは求めてでもやっぱり入ってくる税収が少ないということで、無理して建設国債とか、赤字国債を発行して、国土形成、国民の生活を支えているというのも私、そう思って帰ってまいりました。

よって、町の財政で許す限りは人づくりの根幹である子供たちの育成には、これは議員各位の皆さんのご賛同も得ながら、教育、人づくりにはお金をかけていくべきだと、そう思ってございます。

ただ、大学の奨学金制度については、今、国会でやっとの思いで議論が始まってございますので、まずはそのスピード感を持って、その奨学金制度を確立していただいて、北欧は一〇〇%、大学卒業しているみたいでございます。そういう意味で、国、自治体も子育て、そして教育には人づくりにはやっぱり国策の要としてやっていくべきだと、そう思ってございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

金額的な私もちょっと無理なお願い、質問をしたかなと思います。その辺は、子供たちの育成ということが一番に

考え、これからまた協力しながらやっていきたいと思います。

それで、再度、またもとの話であれですけれども、平成二十八年度実績で、個人からの寄附額、件数をお尋ねします。

また、法人もわかるのであれば、あわせてお尋ねします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。ふるさと納税の個人、法人別の寄附件数、金額の件でございますけれども、個人からは八百三件、一千二百一万円、法人からは四件、百二十五万円の寄附を頂戴してございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

その個人が八百三件ですよ、その中で納税される方々のふるさと納税に対する考え方、ちょっとこれ踏み込んだ話なんですけれども、つまり本来の目的である故郷への思いとか、また応援した自治体への気持ちのあらわれというのは理解できるんですけれども、そうではなく、今話題になっている返礼品に対する返礼品が納税の対象になっているのか、藤崎町はどちらなのかなということを検証されたことはありますか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。ふるさと納税の寄附金額の拡大に伴いまして、寄附金を獲得するために高い還元率や、高額
の返礼品などにより、返礼品競争が過熱し、一部の団体において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付
されているなどの指摘がなされ、ことし四月に総務大臣から返礼品のあり方について通知が出されたところでござい
ます。当町におきましては、従前より、返礼品の割合を三割以下とし、また、資産性の高い返礼品は用意していない
ところでございます。また、平成二十八年度の納税件数八百七件のうち、百九件におきまして、応援メッセージが記
載されてございました。内容につきましては、ふじ発祥の地と知り、応援をしたくなりました。もう一つは、今は東
京に住んでいますが、地元を応援したいと思いました。また、世話になった叔父のふるさとが発展しますように。
などというメッセージがございました。このようなことから、当町の返礼品の魅力もさることながら、藤崎町を応援
しようとする方々からの寄附金が多数ではないかと考えてございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

先ほど、町長の答弁にふるさと納税に紹介するふるさとチョイスのほかに、さとふるというサイトにも掲載してい
くとありました。納税された方々は、この必ず藤崎町のホームページを一〇〇%近く私は見ていると思えます。その
ために、ふるさと納税のこのコーナーなどを設けて、ふるさと納税の恩恵を受けてこういう事業をしていますからと
いうことをホームページに載せているとは思うんですけれども、もっともっと広報をホームページのほうで大々的に
扱っていてもいいんじゃないかと思うんですけれども、課長の考えは。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答えを申し上げます。現在、寄附金の使い道を指定して寄附をいただいていることもございますので、ホームページにおきましては、より詳しくどのように使ったのか、そのようなものを発信してまいりたいと思います。

また、平成二十八年度に、当町にご寄附いただいた皆様全員に対しまして、十月一日を予定してございますけれども、いただいた寄附金の使い道、それからどのような効果があったのか、写真つきでご報告申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

ぜひお願いします。

それで、町の防災対策についてのこの消防団の環境整備について質問させていただきます。先ほどの町長の答弁にもありましたように、確かにこの災害、火災、式典、訓練には確かに大きな支障はなく、消防団組織全体としては十分機能していると思います。ただ、団員の日常での職種、職場環境などを考えると、日中その地区に、地域内に、担当地区にポンプ操作、消火作業を直ちにできる団員が何人いるかと。そこが各分団長の悩みの種というのが事実です。

そこで、町内担当地区の限定の消防団OBの方々に、機能別団員として活躍していただき、正規の団員が職場なり、ほかの地域から駆けつけるまで、この自分の担当地区だけでも消火作業とか、いろいろなことを手伝うような、そう

いう機能別消防団員がぜひ必要だと思うんですけども、町としてのお考えを再度伺います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

平素は五十嵐団長の指揮権のもと、奈良議員も副団長として、防災意識高揚、そしてまたいざ有事の際には率先して、本当に各分団員等を取りまとめて、感謝しているところでございます。

まず、二十二分団の状況を、まずは消防団の幹部の皆さんが、何回も何回も会議の中でそういう議論はしていると思っています。昔と違って、農家の方の団員がもう激減して、サラリーマンの方がいるから、日中でも火事があったら駆けつけるのに三人以上いないとポンプが出られないというような実情もございますので、まず、消防団の中で、幹部の皆さんでそういうまず議論を経てくださいたいと、そう思っております。そして、町では消防審議会にかけて、必要あらば、消防団OB、あるいは消防事務組合で職員であったOBの皆さん、そういうことで、検討には入る時期に来ているのかなと、そういう思いでございますので、まずは、五十嵐団長を中心に消防団の幹部の中で、そういう議論をしていただければと、そう思っております。

それを受けて、審議会にかけて、町がいろいろな意味で、全方位で検討していくということになるかと、そう思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

その件については、いろいろまた協議していきたいと思います。

通常、この火災が発生し、鎮火されるまで一番重要な要素は何かと、運なんです。火災が発生してから鎮火するまでの一番重要な要素は運です。それはなぜかという、一つには水利、一つには風速と風向き、そして三つ目は、人です。この三つがそろってこそ、初めて大規模な災害とか、隣の家延焼とか防げるというのが私、運と言ったのが、ちょっとそれが正しいか正しくないかは別として、この三つがやっぱり必要、三つがそろってこそ初めて本当の機能が生まれると、私はそのように理解しています。その時間帯に消火に必要な団員が足りているか、不足しているか、それにもう一つなんですけれども、小型積載型ポンプは、私が調べた範囲ですけれども、一分間に〇・六立米、約〇・六トンの放水能力があります。対して、この自動車ポンプは、一分間に一・四立米、一・四トンの放水量があります。約十分間で六トンと十四トン、約二倍の放水量の差が出てきます。もし水利が十分で、風速が強く延焼する可能性がある場合、やっぱりこの一番威力を発揮するのは明白にポンプ自動車です。これは当然水害が起こった場合、どこかから水を汲んで排水する場合も一緒です。糸魚川市のような大火は同規模なものは当町では起こらないと思っておりますが、私の経験上、本町のほうでも四件ぐらい、旧国道を挟んで大火というのも経験しています。ゼロではないです。この状況に応じて、この再度の導入を検討していただきたいんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

来年度の予算ですぐやるという約束はできませんけれども、例えば去年、館川で、火災で一人尊い人命が亡くなりました。ちょうど議会で、議会終了時にサイレンが鳴って、恐らく奈良副団長、奈良議員も現場に駆けつけたと、そ

う思ってございます。私もすぐ長靴をはいて駆けつけましたけれども、あの火災ですら、西風であったから、もう近隣に燃え移らないで済んだらうと。あれ万が一東風でしたら、あの土手下の住居にほとんど糸魚川までいかなくても、道路を経て、土手の間の住家は恐らく火事のその災害に未曾有の被害になったのかなど、そういう思いもあります。十分消防団の幹部の皆さんとか、町の防災の担当の話調整しながら、検討していきたいと、そう思ってございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

確かに平田町長は防災を十二分に理解され、これまでも断水時のそれこそ給水タンクの配備、それから簡易式ではありますけれども、浄水器なども配備していただきました。ほかには例を見ないいろいろ防災機材をそろえてもらったんです。確かにそれは認めます。今回のこの自動車ポンプの件も、私が言うのも変ですけれども、各分団の再編成、それから地区の住宅状況の変化、そういうことが起きた際には、ぜひこの自動車ポンプの導入を検討することをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで三番奈良完治君の一般質問は終了いたしました。

次に、五番奈良岡文英君に一般質問を許します。五番奈良岡文英君。

〔五番 奈良岡文英君 登壇〕

○五番（奈良岡文英君）

皆さん、おはようございます。議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。五番奈良岡文英であります。平成二十九年藤崎町第三回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

去る七月二十五日にご逝去された、木村太郎代議員については、我が町発展のために多大なるご尽力をしていただき、心からお礼を申し上げますとともに、五十二歳という若さでまだまだこれからという時期であり、さぞかし残念な思いであったろうと思います。ここに改めてご冥福をお祈りいたします。

八月二十九日、早朝六時ごろ、北朝鮮が弾道ミサイルを発射して、北海道上空を通過して、襟裳岬沖の太平洋上に落下しました。我が町の防災無線は、全国瞬時警報システムJアラートの情報を伝達し、物々しい雰囲気となりましたけれども、いざ、有事となればこれ以上のことになるかと思い、怖い思いをしたものであります。

また、九月三日には、六度目の核実験を行い、核開発が進んでいることを全世界にアピールしています。こうした朝鮮半島を含め、東アジアの不安定で緊張が高まった情勢を、第二次世界大戦を経験して七十年経過した日本は、あらゆる外交努力と、安全保障政策を駆使して、話し合いのもと、平和的に解決し、安定した世界平和をどのように確保していくのかという重い課題が突きつけられたような気がしています。

ことしの農作物は、これまで順調に生育してきました。収穫の季節が間近になってきました。同時にこれから台風シーズンにもなってきます。大事に育てた特産のリンゴが台風の襲来で被害を受けることのないように、収穫を迎えることを祈っております。また、八月から続いた低温日照不足が稲作にどのように影響するのか、心配なところであります。

それでは、あらかじめ通告しておいた内容に沿いまして、町の考え方を伺います。町長初め、参与の皆さんには明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、農業の振興についての米政策について伺います。

第一の米の消費拡大への取り組みについてであります。日本人の米の消費は、昭和三十七年がピークで、年間一人当たり百十八・三キロ、約二俵食べていたものが今では平成二十七年には五十四・六キロ、一俵を下回り、ピーク時の半分以下という状況であり、国民の米離れが進んでいます。我が町はつがるロマンを初め、特A米青天の霹靂を作付し、良質米が生産される津軽平野有数の穀倉地帯にあります。地域経済、農家経営の安定を図るためにも、米の消費拡大の運動を積極的に取り組んでいくことが大切かと思いますが、その取組状況について伺います。

次に、特別栽培米の作付状況について伺います。

政府の米政策では、需要に応じた米、つまり売れる米の生産を推進していますが、生産者と消費者との間で、安定的な取引の拡大が必要であります。このような売れる米は、主食用米の約三割を占めており、今後も堅調な需要が期待されております。産地にはみずからの田んぼで米をどれだけ生産し、誰にどれだけ販売するのかという販売戦略に基づき、米を生産することが求められてきています。そういう産地間競争に打ち勝つためにも、栽培方法を限定したいわゆる特別栽培米の生産が必要かと思えます。その作付状況について伺います。

次に、米以外の高収益作物の導入について伺います。

国民の米の消費が激減した今、全ての水田で米を生産すれば、米が過剰となり、需給バランスが崩壊し、米価が下落し、農家に大打撃を与えることが容易に想像できます。水田を米以外の作物に転換することが求められています。ほ場整備や農道、用排水、暗渠の整備など、農業生産基盤の整備という課題もありますが、我が町の農業政策として、米以外の高収益な作物に転換するときの支援体制について伺います。

次に、担い手の育成確保についての農村の高齢化に伴う働き手の確保について伺います。

最近農業関係の集まりに参加すれば、必ずと言って聞く言葉が、働き手がない。雇用するにも雇われる人がいないという言葉聞きます。要するに、農村が高齢化して、農業の労働力不足が深刻になってきている。このことは他の産業においても同様なことになっているかと思えます。労働力を雇用労働に依存する大規模な農家にとっては、農業経営に直結する重要な問題であり、耕作放棄地の発生にもつながりかねない問題でもあります。今後は、農村の高齢化がますます進展することが予想されます。次の世代に美しく、住みよい農村、魅力ある農業を引き継いでいくためにも、十年先、二十年先を見据えた農政を展開していかなければなりません。このような状況を踏まえて、農村の高齢化に伴う働き手の確保について伺います。

次に、新規就農者対策について伺います。

地域に若者が新しく農業を始めて、地域の中で生き生きと活動することは、地域が元気になり、活性化につながっていくと思えます。新しく農業を始める人を応援するために創設した旧青年就農給付金、ことしから農業次世代人材育成投資事業に名称が変わりましたが、今までに給付を受けて農業に定着した若者の人数は何人か。また、農業技術、経営ノウハウ、農地行政など、どのような支援をやっているのか伺います。

次に、農地の集積、中間管理機構の利用状況について伺います。

政府は、農地を担い手に集める政策を進めてきました。平成五年には、担い手に農地の集積や資金面などで支援する認定農業者制度をスタートさせ、平成二十一年には企業も農地を借りられるように農地法を改正してきました。平成二十四年からは、地域で話し合っ、中心となる経営体、担い手を決める人・農地プラン制度も始まりまし。また、平成二十六年には、農地中間管理機構を設置し、農用地等を貸したいという農家から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めていますが、その利用状況について伺います。

次に、第二点目の環境美化運動について伺います。

ごみの3R運動への取り組みについて伺います。

何でも豊富にあり、便利な現代社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会であり、地球温暖化など環境問題に歯どめをかけることはできません。環境問題の深刻化が進み、あらゆる場面で環境への配慮が求められています。私たち一人一人はごみ問題について少しでも意識し、地球環境へ配慮することを日常生活の足かせとして捉えるのではなく、真に豊かな生活として地球環境に負荷を与えない社会、循環型社会の構築へシフトすることを目的として、環境美化運動に取り組まなければならないと思います。リデュース、ごみを減量する。リユース、再利用する。リサイクル、再生して利用する。いわゆる3R運動への取り組みが循環型社会への転換につながっていきます。この点の取り組みについてはいかがなものでしょうか。

次に、地域住民への啓発活動について伺います。

我が町は東に八甲田山、西に岩木山を臨む、そして、リンゴ園と水田地帯が広がっている、水と緑あふれる自然環境豊かな景観に恵まれた町です。このような景観を次の世代に引き継いでいくためにも、魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、町民と行政が一体となり、環境美化運動に取り組むことが大切であるかと思えます。地域住民のごみ問題に対する意識を高めるための啓発活動について、どのように取り組んでいるのか伺います。

最後に、ごみの収集方式の統一化について伺います。

平成十七年の合併以来、藤崎地区の毎戸収集方式と常盤地区のステーション方式の異なる収集方式が続いていますが、統一化に向けた検討をするべき時期に来ていると考えておりますが、いかがなものでしょうか。

以上、通告した質問を終わりますが、全ての町民に対して、責任のあるご答弁をお願いして、一般質問を終わります。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業の振興についてのイの米政策についての米の消費拡大への取り組み状況についてお答えいたします。我が国の米の消費量は、食生活の多様化や少子高齢化などを背景に、年々減少しております。国民一人当たりの年間米消費量と比較しますと、ピーク時には約百十八キロでありましたが、現在は約五十四キログラムと半減している現状であります。そういった中で、町では町内の保育園や小中学校のご協力により、食育をテーマとした授業や田植え、稲刈り体験などによる生産者との交流など、小さいころからの食育活動を通じて、安全安心な地元食材の消費拡大を推進してきたところであります。地元産米の消費については、町給食センターにおいて地元産米を使用し、来年オープン予定の（仮称）ふじさき食産業創造拠点施設では、地元産米を使ったビュッフェや直売エリアでの地元産米の販売も予定しております。

また、地元産米を使用した加工品の開発も検討しており、関係機関と連携し、さらなる米の消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別栽培米の作付状況についてであります。特別栽培米の作付面積は、平成二十七年は約三百五十二ヘク

タール、平成二十八年は約三百三十七ヘクタール、平成二十九年は三百五十ヘクタールとなっております。

また、主な品種は、つがるロマンのクリーンライスであります。平成二十九年からは青天の霹靂の特別栽培米も一部で作付けされております。なお、今年度からときわ良質米生産部会において、環境保全型農業直接支払交付金事業により、特別栽培米作付けと総合的病害虫・雑草管理と畦畔除草及び秋の稲わらすき込みを組み合わせた取り組みを要件として、基準額十アール当たり四千円以内の交付金が受けられる事業を約二百十八ヘクタール実施します。この事業は、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある農業を推進するものであり、稲わら焼却防止にもつながることから、今後さらに作付面積の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、米以外の高収益作物の導入についてであります。町では転作面積拡大と農業所得の向上を目的として、高収益作物であるにんにく、アスパラガス、トマトを町の振興野菜と位置づけ、藤崎町振興野菜作付支援事業として、これらの作物の新規・増反作付けに係る経費の一部を助成するとともに、にんにく生産者への優良種子の安定供給を図ることを目的に、にんにく優良品種導入事業として、ウィルスフリー種の増殖経費の一部をときわにんにく部会へ助成しております。

また、現在は、農村の高齢化による労働力不足も深刻な状況であり、作業の効率化、低コスト化が重要であることから、農業機械の導入に向けた各種補助事業の情報提供や、支援を行っていくとともに、今後もこれらの取り組みを通して、高収益作物の導入を支援してまいりたいと考えております。

次に、口の担い手育成確保についての農村の高齢化に伴う働き手確保についてであります。我が国の少子高齢化は、農業に限らず他産業においても、深刻な労働力不足を招いている状況にあります。このため、町では昨年度から町内の担い手農家を講師として、作業労働希望者に対して、実地講習を行う担い手・シニアファーマー養成塾事業を

実施しております。昨年度は、リンゴの葉とりと収穫作業、今年度はリンゴの実すぐりとにんにく収穫作業について、これまでに計四回開催し、延べ二十一名の受講者がございました。そのうち、現在までに七名がハローワーク等を通じて、雇用につながっております。町では、この取り組みと農協が実施している無料職業紹介事業と連携し、農繁期における働き手の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新規就農者対策についてであります。平成二十四年度から始まった青年就農給付金事業により、平成二十八年度までに合計二十八名の方に給付金を交付しております。また、当事業は、今年度から農業次世代人材投資事業と名称が変わり、就農後の経営について経営・技術面や営農資金面、農地面でそれぞれに対応する専門家による支援体制の強化を図っております。

なお、新規就農者に限定したものではありませんが、藤崎町振興野菜作付支援事業による振興野菜の新規作付等に取り組む生産者への経費の支援や、野菜等産地強化総合対策事業により、パイプハウスを新設し、施設園芸に取り組む生産者への支援も行っております。そのほか、農業機械導入に当たり、経営体育成支援事業への誘導等の支援も行っております。

また、メンバーのほとんどが青年就農給付金受給者で構成されている若手農業者の会「ワゲモンド」が行う県の単独事業を活用した販路開拓事業や地域農産物PR事業、先進事例視察研修事業等への支援を通じて、新規就農者相互の連携強化やメンバー個々の販売力強化などを図っております。これらの「ワゲモンド」の活動そのものが町の農業の魅力の発信につながり、将来的に新たな新規就農者の参入につながっていくものと考えております。

次に、農地の集積、中間管理機構の利用状況についてであります。農地中間管理事業が始まった平成二十六年から、平成二十八年度末まで担い手への農地の集積面積は合計で百九十六ヘクタールとなっております。そのうち、

農地中間管理事業を利用した集積面積は、合計百二十四・四ヘクタールとなっており、事業の利用割合は六三・五％となっており。農地の集積につきましては、農地の出し手、受け手双方の積極的な掘り起こしなどの活動が必要不可欠でありますので、今年度から新たに設けられました農地利用最適化推進委員と、農地中間管理機構との連携を図りつつ、担い手への農地集積を進めてまいりたいと考えております。

また、ほ場整備事業による担い手への農地集積についても、関係機関と連携しながら、今後未整備地区での事業実施について検討してまいりたいと思います。

次に、環境美化運動についてのイのごみ問題への取り組みについての3R運動への取り組みについてお答えいたします。平成十二年に、循環型社会形成推進基本法において、3Rの考え方が導入され、廃棄物処理及びリサイクルが行われるようになりました。青森県においては、ライフスタイルを見直し、ごみの減量やリサイクルに取り組む「もったいない運動」を平成二十年度から、また日々の暮らしの中で省エネなど、地球温暖化防止対策として3R運動の推進により、低炭素循環型社会を目指す県民運動を現在も展開しているところであり、当町においては、国及び県が推進する3R運動を広報誌やホームページへの掲載と、公共施設等へのポスター掲示により、広く町民に周知しているところでもあります。

また、リサイクル推進の一環として、小型電子機器や古紙などを回収することで収入にもつなげているところでもあります。今後も、3R運動の趣旨を広く町民に周知するとともに、資源循環型エコタウンづくりへの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域住民への啓発活動についてであります。ごみ問題に関する地域住民への啓発活動については、町広報紙やホームページに掲載しているほか、ステーション等に立て看板を設置するなどして、周知徹底に努めているとこ

るであります。

また、常盤地区においては、各町内に分別指導員を配置し、ステーションの利用等に関する指導及び分別に関する啓発活動に取り組んでいるところでもあります。具体的な取り組みとしては、ステーションに資源ごみ以外のごみが出されていないか、資源ごみが可燃ごみ、あるいは不燃ごみに混入されていないかなどのチェックのほか、収集日に合わせた搬出用コンテナの設置、分別が不十分でステーションに残されたごみの再分別などを行っております。現在、三十名の分別指導員をお願いしているところではありますが、ごみの減量化並びに資源化を推進していく上で、今後も継続してご協力をお願いするとともに、ごみ問題に関する啓発活動の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、収集方式の統一化についてであります。当町のごみ収集方式につきましては、藤崎地区が毎戸収集方式、常盤地区がステーション方式と、それぞれ異なる収集方式となっております。これは、町村合併以前からの収集方式がそのまま継続されているものであり、双方にメリット、デメリットがあります。まず、メリットとしては、毎戸収集方式では、ごみの排出者が明確になることで、排出の意識や責任感が高まること。ステーション方式では、収集効率がよく、短時間で收拾ができることが挙げられます。また、デメリットとしては、毎戸収集方式では、収集に時間と費用を費やすこと。ステーション方式では、分別されていないごみや不適切排出物が出されやすいことなどが挙げられます。

収集方式の統一化につきましては、毎戸収集方式の場合は費用が大幅にふえることが、また、ステーション方式の場合は設置費用と設置場所の確保が課題となることから、当面は現行方式を維持してまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

五番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良岡文英君に再質問を許します。五番奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

まず、米の政策の米の消費拡大について伺いますけれども、国の方針は担い手に農地を集積してその中で稲作を続けていってもらって、そのうち、できた食用米の三割ほどを売れる米、需要に即した米ということで進めていますけれども、我が町では幸い五者協定というのがあって、その中でクリーンライスという形でJAさんとの契約のもと、約三万五千俵ほどが取引されているということですけれども、その五者協定を締結してから十五年ぐらいたつんですけれども、その五者協定の今までの活動を振り返って、これからどういう活動をしていくのか、前もこの議会で何回か言ったことがありますけれども、一回リセットして、さらにどういうふうに進展させていくかという時期にも来ているのではないかと思います。来年から減反政策もなくなって、それこそ産地間競争が始まって、売れる米をつくっていかなければならないという時代に入っていきますので、その点についてどのようにお考えでしょうか。農政課サイドでもいいです。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員は、旧常盤地区福島で奈良岡ファームという会社、営農、非常に地域を思いながら集団化とか、そのご尽力なっていることにまず中心的な役割を担っていただいていることに感謝申し上げます。

さて、五者協定、あるいは五者協定になる前のその活動、これは歴史が古くて、昭和五十年代の前半から赤い卵の

トキワ養鶏から、江戸川生協からスタートしたということで記憶してございます。私、町長に就任してもう六年目になりますけれども、常盤地区でつくったクリーンライス、去年は若干供給が三万俵を割ったというお話を聞いていますけれども、まだまだパルシステムさんのほうではもっと欲しいというまた切実な思いも代表者会議の中で、そういうお話も聞いてございます。そして、この町でつくった米が、あるいは赤い卵が一つの生協さんに、年間十四億円以上の契約高があるということは、さらにリセットというよりも、さらに信頼関係を含めまして、連携を密にして、私はいくべきだと、そう思っているところでございます。ことしの5月に代表者会議でJA津軽みらいの工藤友良組合長を初めトキワ養鶏の代表者である石澤清行さん、あるいは町関係者、一緒にパルシステムの本社を訪れました。その中でも忌憚のない意見を出させながら、都会と農村を行ったり来たり、さらにきずなを深めてこれからも一緒にいきたいと思いますとお話をまた承ったところでもございます。また、町としましては、今、食彩ときわ館が間もなく本格着工になりますけれども、その中で我が町の食材を活用した六次化産業、加工食品も共同作業をして、共同開発をして、そこでつくられたものが生協さんでも販売できるようなという私のほうからお願いもしてきたところでもございます。

よって、今までの信頼をさらに土台として、もっともっとお互い今の活動に満足をする事なく、今後また営業はもちろんのこと、流通、生産にもつなげていきたいと、そういう思いであります。ありがとうございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

藤崎の米を藤崎米というブランドにして、我が町の米はこういう場所でこういうつくり方をして、こういう人たち

がこういう思いでつくっていますよというふうに藤崎米のブランド化の一環としてストーリー性を持たせて、例えばPR冊子をつくるとか、そういう消費者の側に伝えるストーリー性を持たせることも必要かなと思います。

次に、米の消費の拡大の一環として、私はやはり子供たちに米に限らず、何でも食は子供たちに食べてもらうことによってその記憶が大人になってからも残っていて、大人になってからの志向も左右するというふうに言われていますけれども、そういう意味では、学校給食を活用して、地元産品を大いに食べてもらうということだと思えますけれども、米飯給食が全国の平均で週三・五回というのが調べたらわかったんですけれども、我が町の学校給食での地元産の米の給食回数はどのくらいになっているのか、また、それについてどういう方針でいるのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。我が町の学校給食の米飯給食は、週四回、基本的に週四回でありまして、残りの一回はパンか麺というふうになっております。また、年間であれば米は百六十六日となっております。あと、流通、米の供給経路でありますけれども、町の米農家から藤崎地区はつがる弘前農業協同組合と、そして常盤地区は津軽みらい農業協同組合と、そこを通して黒石米穀で精米されたものが町の学校給食センターのほうに搬入されています。以上です。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

米を学校給食に利用して、その米のできる過程とか、教育的効果も大いに発揮していただきたいと、こう思います。それで子供たちが地域を身近に感じて、将来藤崎町に定住してもらおうということにつながっていくかと思しますので、その辺はしっかり押さえて、学校給食に取り入れていただきたいと、こう思います。

次に、特別栽培米の作付状況について伺います。クリーンライスの面積はある程度町長答弁でもありましたけれども、青天の霹靂のいわゆる県認証の特別栽培の取り組みがJA津軽みらい管内の平賀地区でも始まっておりますし、特A米だからいい、売れますよという時代でもないと思しますので、特A米の中の青天の霹靂のこの特別栽培米への取り組みもこれから必要かと思いますが、我が町の中ではその取り組んでいる方は何人ぐらいいるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。今年度から青天の霹靂の特別栽培米を作付けしている方は二名ございます。面積としては三八ヘクタールとなっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

その青天の霹靂の特別栽培も、今後ぜひ売れる米として、消費者と直結した需要のある契約できる米として定着させていってほしいと思います。それが藤崎米のまたレベルアップにつながっていくかと思しますので。

あとは、次に米以外の高収益作物への転換の件について伺いますけれども、今、飼料用米も政府では推進している

ところなんですけれども、我が町では、その飼料用米の作付状況とか、作付けの推移とかはどのようになっていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。飼料用米の作付面積でございますが、平成二十七年は二十八・四ヘクタール、平成二十八年は三十三・八ヘクタール、平成二十九年は三十・三ヘクタールとなっております。平成二十九年は前年度と比較いたしますと、マイナス三・五ヘクタールとなっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

これも飼料用米も、藤崎町の飼料用米を食べてできた卵、牛肉、豚肉とか、そういう畜産業との連携した飼料用米にすれば、なお飼料用米が定着してくるということにつながっていくと思うんですけれども、その点については農政課サイドではそういう情報とかは入っておりますか。国の方針とか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

飼料用米の目的は畜産のほうへということでございます。それは変わっておりませんが、我が町の飼料用米

でございますけれども、津軽みらい管内の飼料用米については、常盤農協で配合している配合飼料として使用しております。ブランド化されております、「こめたまご」の生産に使用されている状況でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

飼料用米もぜひ今後定着してもらうように、農家にとっては畑地化するよりもやはり田んぼをそのまま主食用米でなく、飼料用米につくったほうが楽なわけで、それを全部主食用米にすれば米が余って、価格が暴落するということにつながっていきますので、飼料用米の導入というのは今後必要不可欠になってくるかと思っておりますので、ぜひ藤崎の飼料用米を使って生産した畜産物ということで、これも販売展開のメニューにつけ加えたらいいかなと、こう思っております。

次に、高収益作物への転換についてですけれども、藤崎町の振興作物、野菜は、にんにく以外には何があるんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

町ではにんにく、それとアスパラガス、トマトを振興野菜と作付けております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この町で振興作物として指定しているからには、やはりそれ相応の助成措置をしていかなければならないと思うんですけれども、町として独自にはにんにくの種子補助への助成をしていますけれども、それ以外の助成措置、あるいは今後高収益作物として期待できますから、もっと助成額をふやしますよとか、そういう方針は持っているのか、また検討する余地はあるのか伺います。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

種子助成でございますが、この種子助成、優良種子助成ということで、常盤にんにく部会へことしも百万円ほど支出しておりますけれども、そのほかに平成二十九年度からにんにくとアスパラ、トマトの振興野菜につきまして、種子の助成、増反分につけた分について補助しております。それはことしから始まっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

来年から減反政策がなくなって、各自で生産調整をしてくださいよという方針みたいですが、ですから、そういう振興野菜作物に転換する必要性が出てくると思いますので、ぜひそちらのほうも厚くしてほしいと思います。町長が何か手を挙げていますので、町長も水田がちょっとあるみたいですが、その辺について町長の考えを伺

います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員も米にかかわる農家の兼業でリンゴもやっていますけれども、それ以外でも稲作をつくっている方もたくさんあると思います。国の施策に左右されてきたのが私は全国の米農家だと、そう思っています。やっと海外にもある程度外圧にも負けないように、コストダウンして集団化して、大規模化してというところまで来ましたが、まだまだその施策が農家の思いには私はついてきていないと思っています。今、指摘あったことですが、いわゆるニンニク、アスパラ、トマトに私はかかわらず、振興野菜の位置づけというのは、これから可能性あるものが私は全て振興野菜に入ってきていいのかなと、そう思っています。今、来年の四月もしくは五月に食彩ときわ館が新装オープンするわけですね。例えば冬期間なんかでは、雪に隠れてそのハウス物でなければ地元産が出せないという、そういう苦しい立場もあります。よって、国のいろいろな意味での農業支援のいわゆる助成も活用しながら、それにやっぱりプラスして、町もちょっと後押しするぐらいの例えばパイプハウスの何分の一補助とか、そういうことを積極的に私は農政課に検討させていきたいと、そう思っています。そして、経営安定につながるような、農業経営につながっていけばいいのかなと、そう思っています。

それから、もう一方では、先ほど五者協定の代表者会議の話っこからちょっと奈良岡議員においては、非常に具体的ないいアドバイスしていただいて、ストーリー性がある、これはやっぱり都会の人には心に訴えるものがあると思っています。そういうことで、ここで作った飼料用米で卵をやって、きれいな新鮮な安全な卵が生まれていると。

そういうようなものは、聞いたら、百八十万ぐらいパルさんに関連する組合員がいるみたいです。そういうところに我が町独自の発信の仕方もあると思います。その辺はこれからパルさんの担当者とも協議しながら、ストーリー性のあるメイド・イン・藤崎のリンゴであれ、卵であれ、米であれ、そういうことも農政課長、あと何か月もいませんけれども、いるうちに検討させて、次につなげたいと、そう思っています。課長、そういうことでよろしく。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

何か農政課長さんがあと何か月しかいない。何か月もあるので、さらに頑張ってもらいたいと思います。国の農政はよく猫の目農政と言われますけれども、ぶれないで町の農政はぶれないで一直線に農業振興のために展開してほしいと思います。

次に、担い手の確保についてですけれども、高齢者向けのシニアファーマーの養成塾というのをやっていますけれども、働く側の育成というのは、技術や、そういうのを習得してもらえばいいんですけれども、受け手側の経営者側の雇う側の人を雇うときの経営責任、管理責任、そういうこともいろいろ法的なこともありますし、そういう責任も出てきますし、そういう制度もあるんだということを理解していかないと、雇う側の責任も果たしていけないと思うんですけれども、雇う側の対策、労務管理対策とか、今いわゆる経営管理対策とか、そういう研修も必要かと思うんですけれども、その点についてはどういう方針でしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（横山精逸君）

お答えいたします。少子高齢化ということで、今後も労働力不足と、働き手がないので、だんだんと雇う人も大変でございますので、その雇う人の知識を雇う労務管理などの知識を講習会として開催してまいりたいと検討しておりますので、以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

農家戸数が減っているという現状もありますし、その中で町の農地を守ってもらわなければならないという町の方針もあるかと思っておりますので、経営者側のレベルアップというのもぜひメニューに入れていってほしいと思います。

それから、次に、新規就農者対策について伺いますけれども、農政とは直接関係ないんですけれども、町では移住定住促進対策事業をやっていますけれども、これとこの都会から藤崎に移り住んで農業を通して田舎暮らしをしたいと。豊かな老後を過ごしたいとか、新しい農業についてやってみたいとか、そういう人がいるかと思っておりますので、そういう人たちを受け入れる体制というか、農業面での支援、住宅面での支援、いろいろあるかと思っておりますので、ここでは特に農業面でどういう支援をしていくのか、そういう考えもあるのか伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

我が町で一番おこなっているのがこの I ターン、U ターン、そして地域の移住に対する取り組みが非常におこなっているところがございます。四十七都道府県で、その I ターン、U ターン、移住というところさ一番こう取り組んでいる地が、私は島根県だと思っています。あそこは全国規模で人口減がこの青森県よりも激しいので、それを本気に取り組まないといけないということで、相当数年前から取り組んでいるところがございます。実は、これもまた中南の町村会でございますが、三年ぐらい前に、島根県の邑南町というところを訪れました。ここは、一町二村が合併して、人口が一万四千人、面積が四百二十キロ平方メートルというところがございます。実際、空き家を持っている所有者と協議して、リユースというか、ちょっと直して、そこに現地に住んでいただいて、農業指導もやりながら、実際住んでいただいているというところが何件か見ているところがございます。これは、農政課に限らず、例えば地方創生とか、いろいろな課で横の連携をして我が町でどういう受入体制をできるかという、その検討から入る、そこからだと思っています。来年からどうのこうのという話はないけれども、脇から新しい血を入れるというのもこの町の活性化につながると、そういう思いもありますので、今年度中には検討に入って、近い将来は具体化させていくと、そういう思いで、今後進めたいと思っています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町に移住してきて、農業をやるという人たちに対しても藤崎町はこういう支援をしますよ、というふうなのをぜひ全国にアピールしていくことが地域の活性化につながっていくかと思っておりますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。

次に、ごみ問題の3R運動について伺いますけれども、3R運動を町では推進しているということですが、この運動の実態はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。3R運動の取り組みということでございますが、まず、広く周知するという意味では、町の报纸、あるいはホームページ、町長の答弁にもございましたが、ほかにポスターを公共施設内に掲示するなど、広く周知していることがまずございます。ほかに実践しているものとしては、回収した不燃ごみ、あるいは粗大ごみ、こういうものから金属類をピックアップするというふうなもの。あるいはイベントで古着、あるいは小型電子機器を回収し、それを資源化する。ほかに焼却施設、これは弘環、弘前環境整備事務組合であります。ごみを燃やし、そこから余熱を利用して、電気を売るというふうなものも3Rの一環というふうに位置づけてございます。そういうふうなものを実践してございます。そして、その効果もあわせてお話しさせていただけば、今言った収入というふうな見方をしたときに、町の決算書にも出ている雑入として、その資源ごみの回収したものとして百五十万円ほど町の収入として入ってございます。それから、先ほど申しました弘環の売電、これは弘環で電気をつくり、自分の施設で使って、残りを売ると。その売った金額は一億円ほどとなっております。それとピックアップ回収と申しましたが、弘環で六千八百万円ほど、それから黒石のほうでは一千万円ほどの収入となって、これはそれぞれの市町村の負担金に還元されているというふうな形になっているものでございます。推進ということで、これからもこれまで実施しているものを継続するとともに、3R運動の重要性をこれまで以上にPRしながら、地球温暖化の防止や、資源

循環型社会づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

この3R運動を身近な町民一人一人が身近に感じて、日常のごみの量を減らすと。そして、地球環境に負荷を与えないで、きれいな町にしていくという方針のもとに進めていただきたいと思います。

その次の地域住民への啓発活動について伺いますけれども、先般、民生教育常任委員会で神奈川県の大磯町に行ったときに、印象に残っているのは、各町内に名称は正しいかわかりませんが、要するにごみの処理、出し方を指導する監視員と申しますか、指導員みたいなのを張りつけていて、その人たちが研修会を行ったり、各町民の人に指導したり、学習したりして、ごみの減量化とか、環境問題につなげているということなんですけれども、我が町に当たるものとしては、分別指導員というのがありますけれども、その人数とか、日常の活動はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。分別指導員と申します方々を旧常盤地区の町内のほうに配置させていただいております。現在は合わせて三十名の方々にお願いをしております。また、ステーションによっては指導員ではなくて、町内会さんのほうで管理していただいているところもございます。その内容といたしましては、資源ごみの収集日、月二回ある

んですが、その確認作業ということでお願いしているところがございます。町長の答弁にもございましたが、ごみの混入がないかとか、あるいは不適切なものがないか。そういうものを見ていただき、そういうものがあつた場合には、町のほうに通報していただき、町がその対処をするというふうな形をお願いしているところがございます。ごみの分別、あるいは資源化、ステーション管理という点で大変ご協力をいただいております、大変助かっているところがございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

町民の環境問題に対する意識を高めてもらうためにも、そういう指導員的な立場の人がごみの出し方とか、そういう目前に迫つたことではなくて、町ではこういうことで3 R運動に取り組んでいて、環境問題を考え、その一環としてごみの減量化にも取り組んでいるという、そういう大きな趣旨、理念がないとただ言った、言われたの世界になってしまうので、そういう活動が必要かと思ひます。この3 R運動の例をとればあれですけども、町のホームページを見れば、3 R運動とは何とかとか説明は書いて、掲載してありますけれども、じゃあ町ではこれをやることによってどういう効果があつて、どういう目的でやるのかという理念が見えてこないんですよ。お知らせ型のホームページであつて、そういう理念が見えてこない。そのことを指摘しておきたいと思ひます。

それで、その次の収集方式についてですけども、藤崎地区と常盤地区の収集方式の違い、これは先日議会報告会ということで、我々議員が出て、町民の方と懇談を開いたんですけども、そのときも統一化できないものかと。毎戸収集方式は収集日に各入口にごみの袋があつて、景観上大変よろしくない。町外から来た人が見たらまずいと、景

観上よくないという話があったんですけれども、そういう3R運動をやりますよ、環境問題を町で考えていますよ、ごみを減らしますよというそういう大きな理念があれば、この統一化も可能かと思えますけれども、町長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

合併十三年に至って、まだこのごみの収集が統一できないというのは、私の指導の力不足と反省しているところでございます。実際のところ、私の住むこの葛野周辺でも、例えば鳥にどつかれたり、カラスにどつかれたり、あるいは風でペットボトルが飛んだりする。そういうときに、そのたびにその周辺の住民に私が回って、こうですよということで、出し方気をつけてくださいよというふうなお話をしています。これは近い将来の課題として、どういったら一番この住民が地球全体の環境、そしてリサイクル、3Rもひっくるめて、どういったらいいのかということを担当の住民課長を中心に、今年度中にはまず検討して、近い将来には回答を出したいと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで五番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

昼食のために休憩いたします。再開は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時五十七分

再 開 午後 一時 一分

〔再開前に事務局より、八番吉村忠男議員、十二番横山哲英議員が所用のため午後欠席する旨が報告される〕

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、二番五十嵐 忍君に一般質問を許します。五十嵐 忍君。

〔二番 五十嵐 忍君 登壇〕

○二番（五十嵐 忍君）

議席番号二番五十嵐 忍です。通告に従い、本定例会の一般質問をいたします。

初めに、障がい者福祉についてでございます。

神奈川県相模原市の障害者施設津久井やまゆり園の事件から七月二十六日で一年がたちました。入所者十九人が殺害され、職員三人を含む二十七人が負傷するという大惨劇でしたが、多くの遺族、被害者、家族が差別と偏見を恐れ、今なお名前を明らかにするのを拒み、発言を控えています。七月二十四日に開かれた追悼式でも、犠牲者の名前が紹介されることはなく、遺影も飾ることができない。これが今の日本社会の現実です。空港で足の不自由な車椅子の男性が「歩けない人は飛行機に乗せられない」と、航空会社から言われ、みずからの腕の力でタラップを上ったことも最近報じられました。知的障がいか身体障がいかを問わず、日常生活の中の差別をなくし、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す障害者差別解消法が昨年四月施行されました。国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として障害者の要望などに応じて、国や自治体など、行政機関は日常生活や社会参加の障がいを取り除く配慮を行うことが義務づけられましたが、藤崎町における障がい者福祉の現状と課題をどのように捉えているのかお

聞きします。

また、障がい者計画に片仮名語が目立ちますが、それで理念を共有できているのでしょうか。

次に、母子保健についてでございます。町では、毎年五ないし一〇%の割合で二千五百グラム未満の低出生体重児が見られています。低出生体重児は、将来の生活習慣病の発症リスクが高いと言われており、その出生予防として、妊婦への支援は非常に重要だと思われませんが、保健指導とどのような支援をしているのかお聞きします。

受動喫煙対策の法規制強化の議論が進んでいますが、分煙では受動喫煙は防げないというのが常識です。中でも子供の受動喫煙は、胎児のときから始まっています。受動喫煙によって低体重で生まれると、肥満になりやすくなるという研究結果もあります。苦しい環境で赤ちゃんは育とうとして、エネルギーを体にため込みやすい体質になる。生まれた後に栄養状態が改善されても、体質は変わらないので、太りやすくなると考えられています。母親だけでなく、父親など、同居する家族に喫煙者がいると出生時の体重が五十ないし百グラム軽かったという報告もあります。このような受動喫煙の影響を周知させ、同居家族にも禁煙を促す必要があると思われませんが、どうでしょうか。以上、壇上からの一般質問といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、社会福祉についてのイの障がい者福祉についての障がい者福祉の現状と課題をどのように捉えているかに

ついてお答えいたします。

いわゆる障がい者とは、身体、知的、精神のいずれかの障がいを持ち、日常もしくは社会生活に相当な制限を受ける状態の方のことであり、障がい者福祉サービスの利用者数は増加傾向となっております。町では、みんながいきいき暮らせる自立と共生の町ふじさきを理念とし、安心して相談できる窓口の対応、住みなれた地域や家庭で生活するための在宅福祉サービスの充実、自立支援のための就労系サービス利用を中心とした日中活動の促進、在宅生活が困難な方の施設入所による居住支援、障がい者の権利を守るための成年後見制度などの利用支援、経済的自立を支援するための公的年金制度及び諸手当に関する周知、勸奨などにより、障がい者の方により充実した日常生活を送っていただきたいと考えております。しかしながら、障がい者の方が住みなれた場所で生活するための地域移行の推進、自立のための就労機会の確保、経済的自立支援などの問題に関しては、個々の障がいの程度や環境などの課題により、支援の難しい事例があることも事実でありますので、そのようなケースについては、障がい者一人一人に寄り添った対応を心がけることが肝要であると考えております。

次に、計画書に片仮名語が目立つが、それで理念を共有できるのかについてであります。障がい者基本法に基づき、平成二十九年三月に策定いたしました第三期藤崎町障がい者計画は、障がいのある方や周囲の環境などに関する多くの分野にわたる障がい者施策の基本的な方向性を示したものであります。また、計画における片仮名語表記は、障がい者福祉の分野における新しい考えや特性などを示す言葉であり、障がい者福祉の分野においては、比較的用いられやすい表現ではありますが、ご指摘のとおり、読みやすさという点では、専門的であり、わかりづらい表現であることも事実でありますので、今後は、理解しやすい表現を意識し、基本理念が共有できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、保健活動についてのイの母子保健についての、低出生体重児は生活習慣病のリスクが高いと言われているが、その出生予防としてどのような支援をしているかについてお答えします。

妊婦さんのやせ過ぎや、喫煙などが原因で、二千五百グラム未満で出生した赤ちゃんは、低体重児と呼ばれ、胎児のときに低栄養状態であったことから、体に栄養を蓄えようとする体質となり、出生後もこの状態が継続されるため、成長するに従い生活習慣病の一因である肥満のリスクが高くなると言われております。町では、全ての赤ちゃんが元気に育ってもらうよう、妊娠届が提出される際に、妊婦さん本人に保健師が面接し、妊娠中の生活や準備について相談や指導をしており、低体重児が将来、生活習慣病につながるリスクが高いことや、その予防に禁煙や休養、睡眠が効果的であることなども指導しているところであります。子供は町の宝であります。町の将来を担う子供たちの健やかな成長を支援するため、子育て及び母子保健に関する事業について強力でまいりたいと思います。

次に、子供の受動喫煙は、胎児のときから始まっていることを周知させ、同居家族にも禁煙を促す必要があると思われるがどうかについてであります。家族の喫煙が胎児へ与える影響については、妊婦時の面接において、保健師より十分説明させているところであります。

また、喫煙は低体重児の原因だけでなく、年齢に関係なく動脈硬化やがんの原因ともなることから、今後も妊婦への指導や、健診の事後指導に加え、家族や隣人の受動喫煙の悪影響についても広報、ホームページなどで周知させ、指導を強化してまいりたいと考えています。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

二番五十嵐 忍君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番五十嵐 忍君に再質問を許します。五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

先ほどの答弁で、障がい者の方のサービスの利用者が年々増加する傾向にあるということでしたが、障害者手帳の所有者数と、その増加している要因をどういうふうに捉えているのか、そこをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

障害者手帳の数はですけども、平成二十八年現在が合計で七百七十八名でございます。

そのふえている要因を申し上げれば、どういう要因かということなんですが、これは大体人口に比例した数でありまして、そんなに年々増加しているといっても急激に増加しているものではありませんので、以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

あと安心して相談できる窓口の対応ということでしたが、窓口での相談の支援体制と申しますか、そういうものを具体的にお聞かせ願えればと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。まず、役所は当然の話でありまして、福祉課のほうのローテーブルのほうで、比較的低いテーブルであります。車椅子も使えるようなサイズになっておりまして、そちらのほうでまず受付していただくと。そしてまた、相談を受け付ける場所といたしましては、包括支援センターでも相談は受け付けられます。それから、各障がい者のサービス等の利用援助を行うという相談支援事業所というのもございまして、民間のほうなんです。そちらのほうでも相談を受け付けられるという体制になっております。それから、町の中には、身体障がい者の相談員という方が三名おられます。それから、知的障がい者の相談員も一名おられます。そちらの方からもそういう情報が入ってきますので、そちらを通して、我々のほうでまた相談を受け付けるという場合もございまして。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

さまざまなそういう事業を行っているわけなんです。相談される方が一番行くのが福祉課だと思うんですが、その先ほどカウンターは車椅子が入ることでしたが、ほかにもそういう相談に行くような施設は、これは当然障がい者の方に配慮されたつくりになっているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。全て確認しておるわけではありませんが、今、新しい施設が公共施設も含めてそういう障がい者の方が利用される施設につきましては、全てユニバーサルデザインと称して車椅子も入れる、それからトイレに

ついても誰でも利用できるようなちょっと前までは障がい者トイレと言われたようなトイレもつくらなければならないということが義務づけられておりますので、利用者の方には基本的には不便がないような形になっているはずでございます。ただし、従来からあるような施設、そういうものについては、まだ整備がおこなわれている場合もありますので、全てというわけではないかと思えます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

新しい施設に関してはそのユニバーサルデザインということで、障がいのあるなしにかかわらず誰でも利用しやすいつくりで配慮されているということですが、従来の施設もなるべく障がいのある方が安全に、そしてストレスを感じずに、移動できるようにぜひやっていただきたいなと思えます。

私の今手元にあるのが藤崎町障がい者計画の第三期、これは平成二十九年の三月にできたものを六月に議員全員に配られたものなのですが、これも含めて、町の障がい者の方に対する施策に関する計画には、どのようなものがあるのか、お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。いわゆる障がい者関係に関するものとしたしましては、今五十嵐議員、お手元の障がい者計画、それから障がい福祉計画、それから地域福祉計画というものがあります。おのおのその定義されている法律が

ございまして、お手元の障がい者計画に関しては、障害者基本法が法律の根拠になっております。それから、障がい福祉計画に関しては、ちょっと長くなるんですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というのが根拠になっております。それから、地域福祉計画というのもありまして、これは、福祉全般のことを書いてございまして、それは社会福祉法がその法的な根拠となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

そうしますと、この三つの計画の中では、この障がい者計画がこの中にも書かれているんですけども、マスタープランといいますか、基本的な施策の方向性を決める基本的な計画に当たると思うんですが、配布されまして、読めと言われたので読んでいたんですが、ちょっと片仮名語といいますか、専門用語といいますか、それが多くて、なかなか意味がわからないところが多かったんですけども、特にページで言うと二十一ページなんですけど、これは計画の基本方向、基本理念を書いているところなんですけども、ちょっと読みます。「本計画においてもこの基本理念を継承し、ノーマライゼーションの理念の根付いたインクルーシブな社会の構築を目指す」これはちょっと全く意味がわからないんですが、これ意味わからないのは私だけでしょうか。もう一回言います。「ノーマライゼーションの理念の根付いたインクルーシブな社会の構築を目指す」と。これ課長、どういう意味でしょうか、教えてください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。町長のほうからの答弁にもありましたとおり、片仮名表示が多く、それが極めて専門的な用語になっているということでありまして、全くそのとおりであります。今、五十嵐議員がご指摘のこのノーマライゼーションの理念に基づいた云々のこの部分であります。前段に基本理念が書いてありまして、その基本理念と申すのが、自立と共生のまちふじさきというのが、これが基本理念となっております。そして、この基本理念を継承ということになりますので、これは前の計画から自立と共生が基本理念となっているんだと。これを継承して、いわゆるこのノーマライゼーションということになれば、かみ砕いて申し上げれば、障がい者と健常者が区別、差別されることなくお互いが尊重される状態が常に自然であることが望ましいという考え方の中で、まずノーマライゼーションというのは考え方の中ということで、一旦区切っていただいて、インクルーシブとなれば、さまざまな障がいをお持ちの方がそのニーズに合わせた支援を受けると。そして共生していくという考え方と共生という形で分けていただいて、ご理解していただければと思います。非常にここは、前後の文章がご指摘のとおり、重複する部分がありまして、読めば読むほどなかなか迷い道に入り込んでいくような表現になって、確かにそうっております。今後、この計画も含めたもの、これから高齢者福祉計画もまた見直しすることになります。介護保険も絡みますので、それらのもも含めて、できるだけ片仮名表示を改めて、誰にでもわかりやすい表現にしてまいりたいと思います。

そしてまた、今回この理念を共有することができるのかということに関しましては、町長のほうからも答弁ありましたが、専門的な表現ということは、やはり専門的な方でなければある程度理解できないということになりますので、一般の町民の方も読めばストレートにそれを受けとめられるような表現でこれからはそういう記載、そういう文言を使ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

何か日本語にさせていただいても、よくこなれていないというか、片仮名語だともっとわからないと思うんですが、例えばバリアフリーとか、リハビリテーションという言葉はもう、もはや日本では市民権を得ている言葉だと思うんですが、今のノーマライゼーション、インクルーシブ、それから読んでいくとアクセシビリティとかも出てくるんですが、そういうのはまだ市民権を得ていない。いずれ市民権を得る時代が来るんでしょうけれども、今現在はそうではないので、なるべくわかりやすい表現をしたほうがもちろんその理念の共有の助けになるのかなと思います。午前中、奈良議員の質問のところで、町長が北欧のほうが教育や福祉など進んでいるとお話ししましたが、日本はやはりその福祉の分野では、特にこの障がい者福祉の分野ではいまだ発展途上というのが否めないところだと思います。結局その片仮名語が多いというのも、そういうヨーロッパのほうの福祉先進国から理念も何も全て直輸入といいますか、なのでそういうふうにそのままの言葉で使われているのかと思います。この障がい者計画の中にもこの五ページになんですが、この計画は第一義的には町内の障がいのある人が全て対象だと。同時に、障がいの有無を問わず、全ての町民に向けてこの計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待すると。こう明記されていますので、全ての町民が取り組めるためには、やはり言葉が伝わらないと、それはできませんので、そこを改めていただきたいなと。みんなのものにさせていただきたいなと思います。

続いて、母子保健について質問いたします。先ほどの答弁では、妊婦さんに保健師の方が面接しているということでしたが、その状況といいますか、内容といいますか、現状をもう少し詳しくお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、赤ちゃんがおなかにできれば、お医者さんのほうから妊娠届というそういう証明書が発行されます。それに基づいて母子手帳というのが町から発行されます。そのために、妊婦さんになられれば、藤崎の役場のほうに母子手帳の発行を求めて妊婦さんは来られます。その際、必ず、我がほうでは、どうしても対応できない場合もある、どうしても時間がないということで対応できない場合もあるんですが、基本的には全ての妊婦さんに対して、その時点で保健師が妊娠中の生活についてや、それから赤ちゃんが生まれてからの生活の指導、妊婦さん本人に関しての生活の指導もそうですし、赤ちゃんに対する生活の指導についてもその時点で大体三十分くらい対面で指導しております。出生者数が平成二十八年度では九十四名ございました。ですので、九十四名の方全てに基本的に面接しております。その際、そういうようなご指導をしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

低出生体重児はいろいろなリスクを持って生まれてくるわけですので、その予防はもちろん大切なことです。しかしながら、そういうふうにならされてきた低出生として生まれてきた子へのその後の追跡指導といいますか、将来の生活習慣病のリスクが高いと言われているそういう子たちへの後からの親への指導なり、その子供本人への保健指導はできているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

保健師は基本的に生まれた赤ちゃんからお亡くなりになるまでとは申しませんが、在宅でいらっしゃる以上、亡くなるまでの保健記録というのを全て記録して、持っています。ということは、赤ちゃんがおなかの中に入った時点から、かかわりを持っていますので、低体重児のリスクがあるなしにかかわらず、全ての妊婦さんに関しては、生まれるまで家庭訪問なりして、その状態を指導、管理しているということになっております。ただし、低体重児のリスクのある方に関しては、基本的に一回なり二回なり行くものをさらにその回数をとって三回なり四回なり行っているというようなことで低体重児が生まれえないような指導をしているという内容であります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐 忍君。

○二番（五十嵐 忍君）

保健師さんたちのそういう地道な活動には本当に頭が下がる思いがいたしますけれども、藤崎町保健活動状況によりますと、妊娠前に喫煙している女性のうち、九割以上が妊娠後禁煙しています。これは母親だから当たり前だと言えばそれまでですけれども、禁煙するつらさは男も女も変わらないと思うんですが、父も母も変わらないと思うんですが、なぜ母親がそんなに禁煙するかというと、やはりその胎児へのたばこの悪影響を知っているから禁煙するのであって、そういう知識があると、意識が変わりますよね。意識が変わると行動が変わると思うんですが、母親だけに限らず同居している父親はもちろんですけれども、同居している家族にもぜひその胎児への受動喫煙の影響は胎児のときからもう始まっているんだということをぜひ周知徹底していただきたいと思います。子供は環境を選べま

せんので、一番に配慮されるべきはそういう子供たちだと思いますので。この間、北海道と北東北三県の知事サミットですか、あれでも喫煙、受動喫煙のことも宣言されていまして、ぜひこの点をこれからまた周知指導していただきたいと思います。それを主張して私からの再質問といたします。ありがとうございました。

○議長（野呂日出男君）

これで二番五十嵐 忍君の一般質問は終了いたしました。

次に、一番阿部祐己君に一般質問を許します。一番阿部祐己君。

〔一番 阿部祐己君 登壇〕

○一番（阿部祐己君）

議席番号一、阿部祐己であります。議長からお許しをいただきましたので、これより発言させていただきます。

早いものでことしも九月となり、季節は既に秋となっております。まだまだ日中は暑いものの、朝晩はやはり寒さを感じる、そういう季節となりました。八月の藤崎町の夏祭り、ねぷたまつりでは、ふじりんご応援大使の梅沢富美雄さん率いる梅沢一座が華やかな衣装を身にまとい、花魁道中を披露し、多くの観客を魅了しました。そして、何とんでも、安東賞のねぷたを描いた二十歳の若き絵師鈴木魁明さん、中学校一年生のときに師匠のところに弟子入りし、十八歳のときのデビュー作品が銅賞、去年は銀賞、そしてことしは最高賞の安東賞を受賞と、本当にすばらしいねぷた絵でありました。今後、ますますのご活躍を期待するものであります。そして、津軽花火大会も今までにないくらいの壮大なスケールで藤崎町の夏の終わりを鮮やかに締めくくってくれました。

それでは、平成二十九年第三回議会定例会に当たり、通告に沿いまして、町政に対する質問をしてみたいと思います。

まずは、質問一の短命県返上に呼応した町の施策について、特に介護予防事業についてお伺いいたします。

平均寿命が全国最下位の青森県、現在も全国との健康格差を縮めるため、県では平成二十五年に策定した第二次健康増進計画健康あおもり21のもと、さまざまな事業を展開しているわけですが、先月末に開催されました北海道・北東北サミットにおきましても、本県の三村知事を初め、四道県知事が、北海道・北東北三県の健康づくり「北の『健康長寿圏』づくりに向けて」をテーマに、運動習慣の定着、食生活改善、喫煙対策、人材育成、高齢者の生きがいなどを盛り込んだ行動宣言を採択し、さらに短命県返上にかかわる事業を加速しようと挑戦し続けているわけであります。

厚生労働省は、介護予防、日常生活支援総合事業として、要支援者等を対象とした介護予防生活支援サービス事業と六十五歳以上の全高齢者を対象とした一般介護予防事業の二本柱で構成されています。このうち、一般介護予防事業は「住民互助や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても、住みなれた地域でできる限り自立した生活を送れる地域の実現を目指すことを目的とする。」としております。介護予防生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた高齢者と基本チェックリストによる判定で要介護、要支援となるリスクが高いと判定された高齢者を対象としているのに対し、一般介護予防事業では、全ての第一号保険者、これは六十五歳以上の高齢者のことを言います。及びその支援のための活動にかかわる者を対象としています。つまり、介護の入口よりも、さらに前の段階から予防を行い、高齢者の健康と暮らしの向上を目指そうとするのが一般介護予防事業の主な目的だとなるわけです。

さらに、一般介護予防事業では、高齢者の生活機能全般の改善を重要視するのが特徴です。これまでの介護予防事業では、要介護状態の原因となりやすい生活習慣病の予防や転倒予防に向けた筋力訓練など、心身機能の改善に偏る傾向が見られましたが、新制度では、日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりといった要素にもバランスよく働きかける取り組みが重要視されています。

例えば、高齢者が気軽に集える居場所の確保や、地域住民同士の交流を促すサロンの開設、生きがいを目的としたサークル活動などが挙げられることでしょう。

そこで、当町におきましても、平成二十七年度において、町長が先頭に立ち、健康宣言を声高らかに宣言し、同時に、いろいろな事業を行っていることと思います。先ほどの五十嵐議員の一般質問の中でも母子保健に関係する質問があり、町長による答弁でも子供を産む母親の健康づくりも大変大事なものであるとの答弁もありました。私も同感であります。

しかし、継続することがなかなか困難なことでもありますので、行政がしっかりとお手伝いしていくことが大切だと思っております。短命県返上という大きな目標達成のため、町が行っている健康づくり事業のうち、私からは人生の後半に当たる高齢者の方が利用されております介護予防事業の実施状況と、これらの事業による平均寿命と健康寿命の延伸について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、質問二、教育問題についてのイの明德中学校の体育施設についてであります。

現在、明德中学校の体育施設、いわゆる体育館ですが、もともとあった体育館は、老朽化により昨年解体しております。藤崎地区の方は中学校に隣接してあるじゃないかとお思いでしょうが、今あるのはスポーツプラザときわであります。私も議員になるまでこれは知りませんでした。ということで、今は中学校の体育館はない状態であります。現在は、スポーツプラザときわを一時借用して、生徒の活動の場としていることは周知の事実であります。スポーツプラザということなので、一般の方の使用もあるわけです。平成二十八年度の藤崎町の決算書によりますと、第十二款使用料及び手数料の第三目教育使用料において、スポーツプラザときわ使用料四十万二千三百五十円が決算として計上されているということからも、さまざまなスポーツ団体が利用していることが伺えるものであります。

このことを踏まえて、明徳中学校のスポーツプラザときわの現在の利用状況と今後体育館としての利用は考えてお
るのか、このことについてお尋ねいたします。

次に、教育問題についての口の小学校入学児童の通学区域についてお聞きいたします。

近年、少子高齢化が将来ますます進行することが予想され、人口減少、さらには経済的影響などが大きく取り上げ
られております。そのため、年々子供の数も減っており、小学校入学児童数も減少しております。そんな中、藤崎町
では今年度から子育て世帯や、若年世帯の移住に対して補助事業を開始しました。また、民間の力もあり、町内各地
に住宅分譲地の開発が見受けられ、人口増加とともに、子供の数の増加に向けた取り組みも進んでおり、藤崎町の人
口増加もよい方向に向かうことを期待しているところであります。町内には藤崎小学校、藤崎中央小学校、常盤小学
校と三つの小学校があります。中学校の二校を含め、どの学校も施設、設備、教育環境のいずれも、ほかの市町村の
学校よりすぐれていると、私は思っております。そして、町外の方々からも評価の声も聞いております。将来を担う
児童には、町内三つの小学校の特色を生かしながら、よりよい環境で教育を受けていただきたいと思えます。そのた
めには、施設や設備を充実することも大事ですが、特定の学校に児童数が偏るのではなく、なるべく均等になること
により、学校内の活動、学校間の交流などが活発になり、児童の能力や心身の育成に大きく寄与するものと考えてお
ります。このことは、昨年十二月議会の私の一般質問の中においても、格差のない教育環境を整えてほしいと要望し
ているところでありますが、今回、改めて通学区域、いわゆる学区の現状はどのようになっているのか。また、平成
三十年度の各小学校の入学児童の予定数、これはどうなっておるのか、お聞きしまして、壇上からの私の質問といた
します。

○議長（野呂日出男君）

一番阿部祐己君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

阿部祐己議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、短命県返上に呼応した町の施策についてのイの介護予防事業についてお答えいたします。

町では、高齢になっても健康で自立できる事を目的に、生涯にわたる保健事業を展開しており、六十五歳以上の高齢者の方に対しては、住みなれた地域や家庭で自立した生活を持続できるよう心身を健康に保つための介護予防事業を実施しております。高齢者の閉じこもりや鬱病のリスクが高くなることに対する予防対策として、手工芸や書道、調理教室などを行うげんき教室を社会福祉法人千栄会へ委託しており、高齢者の生きがいをいづくりに努めているところであります。

また、今年度、新たな委託事業として町文化協会へお茶やお花、絵画を行うらく楽教室を行っているほか、町内会や老人クラブなどが通いの場づくりとして主催する高齢者地域サロンに対し助成をしており、住民の交流の場や健康維持に関する環境づくりを進めているところでもあります。短命県の返上は官民挙げて幅広く活動することが重要であり、体育協会や、文化協会、そして町内の各団体とも連携し、健康な高齢者をふやし、平均寿命はもとより、健康寿命をさらに延ばしてまいりたいと考えております。

次に、教育問題についてのイの明德中学校の体育施設についてお答えいたします。

明德中学校の体育館につきましては、老朽化に伴う解体により、学校施設としての体育館はない状況となっており、現在は、生涯学習課管理のスポーツプラザときわを使用しております。スポーツプラザときわは町の運動施設として

平成十六年度に設置された施設であり、その施設利用については明徳中学校の教育活動での使用を第一義とし、平日の夜間及び休日は一般のスポーツ施設として広く開放しております。

なお、平日の午後六時までは学校側が自由に使用できる体制としておりますが、午後七時から九時及び祝祭日等の利用については、生涯学習課においてその調整を行っているところであります。

学校側の臨時的な利用が必要となった場合など、一般の方に不便をおかけする場合もあることから、今後利用主体である明徳中学校及び施設を利用している団体等と協議し、教育財産への用途変更について検討してまいりたいと考えております。

次に、口の小学校入学児童の通学区域についてであります。通学区域につきましては、町内会の世帯数、道路事情、地理的要因など、さまざまな項目を検討して決定しているものであります。通学区域に関する規則に基づく各小学校の通学区域は、藤崎小学校は舟場、みつやの町内会ほか計十六町内会、藤崎中央小学校は旧西中野目小学校と旧小畑小学校の通学区域に葛野、藤越、西豊田地区を加えた計十七町内会、常盤小学校は旧常盤村の町内会となっております。平成三十年度の小学校入学児童数につきましては、住民基本台帳により、藤崎小学校が三十名、藤崎中央小学校が三十六名、常盤小学校が六十六名の計百三十二名の予定となっております。

以上、阿部議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

一番阿部祐己君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番阿部祐己君に再質問を許します。一番阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

それでは、これより再質問とさせていただきます。

まずは短命県返上に呼応した町の施策についての介護予防事業についてですが、まず、お聞きしたいのは、今現在、藤崎町の六十五歳以上の高齢者率はどのくらいなのか、これをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。国保連のほうに報告している平成二十九年二月現在の数字では、六十五歳以上の方が四千六百七十六名、人口が一万五千四百五十二名で、三〇・六％、三〇％を超えたということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ありがとうございます。そして、町長の答弁によりますと、町では心身を健康に保つよう介護予防事業を実施しているとしておりました。手工芸や書道、調理教室などのげんき教室、そしてお茶、お花、絵画などを行うらく楽教室、町内会や老人クラブによる通いの場づくりの高齢地域サロン、そして有酸素運動や筋力トレーニング、ふじさきいきいき健康体操を中心とした地域リハビリテーション活動支援事業のにこにこわいわい健康教室などあると思いますが、それでは、この介護予防事業として行っているそれぞれの教室の利用状況などわかりましたら教えてください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。まず、げんき教室と呼ばれている千栄会に委託している今、阿部議員がご質問の中にもご紹介いただきました手工芸、書道、調理教室などを行って、閉じこもりや鬱病の発症予防に寄与しているという教室がございます。こちらは平成二十八年度が藤崎老人福祉センターと常盤老人福祉センターが毎月二回ずつそちらのほうの会場で千栄会が来て実施しておりまして、平成二十八年度四十四回、つまり二十二回ずつ行われていました。参加者が四百七十八人、それから、今年度に関しては、現在八回行われていまして、参加者が百二十三名という状況であります。

それから、文化協会のほうへ今年度から新たな事業として、これも千栄会のほうに委託している事業とある程度は被るんですが、同じような事業としてお茶や、お花、絵画などを行っているらく楽教室という事業を今年度から実施しておりまして、六月末現在では十回行われ、参加者は九十四名という状況でございます。

それから、通いの場として、これも今年度から実施しておりますが、各町内会や、それから各単位老人クラブなんですけど、実施しておりまして、そちらが九団体実施され、これも六月現在で十九回実施されておりまして、二百二十五名の方がこちらのサロンを高齢者地域サロンと称しておりますが、こちらのサロンを利用されております。

それから、藤崎体育協会のほうにこれもお願いしている地域リハビリテーション活動事業というのがありますが、これも名前がにこにこわいわい健康教室という名称で有酸素運動などを実施して、それからふじさきいきいき健康体操を中心にして、筋力トレーニングをメインに実施しておりますが、これは今年度十回開催しておりまして、参加者が百八十五名という内容であります。非常に前から行っていた事業もあるのですが、それを去年、ことしという形である程度衣がえしてやってきた関係がありまして、非常に好評を今得ていると。前にも議会のほうでご質問ありまし

て、その都度ご説明しておりますが、できるだけ町の体協や、町の団体を使って、その町が委託料を払っておりますので、その委託料を町の中でお金を循環させていこうというのも阿部議員が先ほどご質問の中にありましたが、地域の中でそういうことをやりなさいという、そういう介護予防、介護事業がそういう形で今度切りかわっております。そういう中で町の団体を利用した結果、非常に参加者もふえ、それから好評を得ているという状況であります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

正直、こんなに多く利用しているとは思っておらず、結構な参加者がいて、素晴らしいことだと思っております。町としてもいち早くこの介護予防事業に着手し、そして進めているのも聞いておりました。答弁では、健康な高齢者をふやし、そして、平均寿命、そして健康寿命を延ばしたいとしておりました。しからば、ただいまの藤崎町の平均寿命、そして健康寿命はどのくらいなのか、これをちょっとお聞きいたしたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

これは国のほうから五年ごとに報告される数値でありまして、一番新しいやつが今年度、年明けに新しく出るんですが、その前の数字です。五年前の数字となります。その数字でいけば、男女でいけば、町の男性が平均寿命七十七・五歳です。女性が八十六・四歳、それに対して国の男性が七十九・六歳、女性は同じく八十六・四歳、つまり女

性は同じ数字、男性は寿命が藤崎町は低いと。健康寿命に関しては、男性が、町が六十四・二歳、それから国が六十五・二歳、女性に関しては町が六十六・六歳、国が六十六・八歳、これもまた若干ですが女性のほうが国の平均とまざ同様だと。男性に関しては、やはり同じように低いという状況であります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

国も町もなんですが、男性に関してはかなり低いような印象があります。正直ちょっとこんなに低いのかなというのは思いました。そうですね、町の平均寿命を一気に引き上げるということは到底無理な話なんですけど、こうした町で行っているさまざまな予防事業を継続することによって、少しずつでも平均寿命を上げて、そして青森県の全体の平均も上げて、全国最下位を抜け出したいという思いであります。町長も声高らかにダイエット宣言をしておりましたので、少しずつでも健康づくり運動を行って、ダイエットしていただくことをお願いして、これについての質問は終わらせていただきます。

続きまして、明德中学校の体育施設についての再質問であります。

施設利用管理については、利用団体と綿密な連携をとって調整しているとの答弁でありましたが、現在におけるスポーツプラザときわの施設管理と、詳しい、先ほどよりちょっと詳しい利用状況などわかるのであれば、これをお伺いしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答えいたします。初めに、スポーツプラザときわの施設管理についてでございますが、通常の施設管理及び備品の管理については、生涯学習課のほうで管理しております。また、使用者におきます使用後の管理といたしましては、中学校、それから利用団体でそれぞれ清掃の管理を行っております。

それから、危険防止ということで、体育館の床板の剥離、滑ったり、転んだりして、それが膝とか腕とかに刺さったりして危ないということで、その負傷の事故防止対策として、年一回、外部委託でありますけれども、アリーナの床洗浄、それからワックスがけを実施しております。それから、当スポーツプラザときわにつきましては、窓ガラスが非常に多くて、高いところにもあります。屋根についても、平らな屋根でございますが、その窓の清掃というのがなかなか個人といたしますか、私たちもそうですけれども、生徒もできない状況にあります。そのことから、窓の清掃についても外部委託をして、年一回やっているところでございます。

次に、利用状況についてでございますが、先ほど質問のほうにもありましたが、平成二十八年度決算に基づいて説明させていただきます。利用団体につきましては、まず有料団体のほうから説明いたします。県中学校のバドミントン専門部が四回、それから県バドミントン協会四十一回、南地方中体連バドミントン専門部十回、常盤ジュニアバドミントンクラブが二回、町バレーボール協会が五十二回、町卓球協会が六十五回、県シニアバドミントン連盟が一回、それから東北バドミントン連盟が二回ということで、延べ八団体、百七十七回の使用となっております。

それから、免除団体ということでありますけれども、県民体育大会卓球競技、それからバレーボール競技におきまして、県体の練習ということで、五月から七月までの間に四十一回無料開放しております。それから、南地方の中学校体育連盟、中体連でございますが、夏季、それから新人戦バドミントン競技において、四回開放しております。延

べでございますが、二百二十二回の使用となっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

かなり多く使われておるといってお答えをいただきました。そうですね、先ほど町長の答弁の最後で、スポーツプラザときわを行政財産から教育財産への用途変更も検討したいとしておりましたが、これがもし教育財産、要は明徳中学校の体育館とする場合、事務的処理などもあると思います。これにはどのような手続などが必要なのか。

また、教育財産、教育施設に変更になった場合、今までのようなこの二百二十二回という使用頻度があるこの町民の利用はどうするのか。そして、管理などもどうなるのか、これをお伺いいたします。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（森 篤君）

お答えいたします。想定される事務処理について説明いたしますが、まず初めに、教育委員会におきまして、施設管理における協議が必要となると考えております。その協議の後、町側と話をいたしまして、スポーツプラザときわの条例廃止の関係の検討をいたして、上程をさせていただいて、可決が必要となります。その可決とあわせまして、スポーツプラザときわの管理運営規則の廃止告示、公告になると思いますけれども、その実施が必要となると考えております。その後に、明徳中学校におきまして、学校施設設備の表簿の追加作成が必要となります。そのほか、利用団体に対する周知、これが一番大事なことでございますが、この周知につきまして説明をいたしまして、申し込み先

がどこに変わるとか、あと利用金額が変更になるとか、そういう形の利用手順、そういうものを広報、またホームページ、また利用団体に直接文書等で通知するなりして、周知を徹底してまいりたいということになると考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ありがとうございます。町の財産から学校財産ということになったほうがその利用のあれもそうですが、管理とかもやはり町生涯学習課の管理ではなく、学校管理ということになったほうが、そっちのほうがいいのかなど、つながっているものですから、そっちのほうがいいのかなどというふうにも思います。老朽化により解体されました前の体育館のお話も出ましたので、関連して聞くのでありますが、解体された体育館の跡地、現在はどのようなになっているのか。そして、旧体育館前には車が駐車されてあったり、敷地内を車の通路として利用があったりと聞いておりましたが、その点は現在、どのようなになっているのかをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。この旧体育館の跡地につきましては、学校のグラウンドといたしまして、授業や各種行事等において広く使用することといたしております。また、その敷地内の車の通行等につきましては、敷地内の通路の各入口のところに看板を設置いたしまして、また、通行できないようにフェンス等を設置して、通行どめしているところ

でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

スポーツプラザときわが行政財産から教育財産へと移管になった場合は、学校側においては教育的施設管理が徹底されることになるとともに、施設管理の一元化が図られると思います。そして、教育財産となった場合は、先ほども学習課長も言うておりましたが、町民等の利用団体に対しての施設利用のサービスが低下しないように、そういうところもも気をつけてしていただきたいなど、これは思います。

それでは、最後に、小学校入学児童の通学区域についての再質問となります。

来年度三小学校の入学予定児童は、合計で百三十二名であるということでありました。通学区域については、藤崎小学校区が十六町内会、中央小学校区では十七町内会、常盤小学校区では旧常盤村の町内会となっているということですが、藤崎地区については、統合による藤崎中央小学校の開校に当たって、各町内の人口状況を調査し、学校間のバランスを考慮して決定されたものと思います。しかしながら、最近の藤崎地区の各学校間では、学区外就学許可を申請し、藤崎中央小学校学区から藤崎小学校に通学している児童が多く見受けられます。学校間のバランスが崩れている状況にあると思います。私は、登壇でもお話ししましたが、昨年十二月の議会の中で、格差のない教育環境を整えてほしいと要望しておりました。もし、例年のように、学区外就学申請があった場合、来年度の藤崎中央小学校学区から藤崎小学校に通学する入学児童予定数はどの程度になると予想されるのか、これをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。今まで地理的な理由で学区外就学申請をしてきた児童の町内は、西豊田一丁目から西豊田二丁目、西豊田三丁目、そして藤越、葛野の町内であります。現段階での町の行政区別人口統計によりますと、西豊田地区の児童数は十六名、藤越は五名、葛野は三名の計二十四名の児童が対象となりまして、全ての児童が仮に申請した場合、藤崎小学校の入学児童は三十名のところ、五十四名に、藤崎中央小学校は三十六名のところ十二名となりまして、藤崎中央小学校の入学児童は予定の半数以下になることが予想されます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

ただいまのお答えですと、藤崎中央小学校の入学児童数が当初の予定数の半分以下になることも予想されるとありました。中央小学校の入学予定児童が三十六名から十二名まで減ることもあり得るということですよ。先ほど来、話ししております私の手元に教育委員会から資料をいただきました、学区外就学許可というのがあるんですが、この理由が、一、本人の心身的な理由。二、いじめ、不登校など特別な教育的配慮。三、児童が帰宅後、その後に著しく欠ける場合。四、卒業までの期間。五、年度途中の転居。六、兄弟が学区外に就学している兄弟。七、転居を予定している場合。八、地理的な理由。九、特別な教育的配慮が必要な場合。と九つの基準が設けられていますが、きっとこの学区外の申請をするのは、八番の地理的な理由。その内容は、通学の利便性を考慮し、保護者が希望する学区に通学させることが適切であると判断される場合、これを理由に申請していると思うんです。このように、先ほどのお

答えでもありました十二人とか、極端に予定の人数が減ることによって、教育上何か支障が出ることなどはありますか。

また、この通学区域について、教育委員会でもいろいろと協議、検討していると思いますが、どのような考えをお持ちなのか、これをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。入学児童が極端に減ることによる影響といたしましては、学校内外における教育活動への悪影響、また将来的には、減る学校側は一学年一クラスの単式学級の維持が困難になりまして、逆にふえる学校側は教室の不足が出てくるのが懸念されます。

また、最近では西豊田地区においては、町の定住促進事業の推進によりまして、新築住宅が多く見受けられますが、人口も増加しており、教育委員会といたしましては、各地区における人口動態を見極めながら、町の通学区域に関する規則は、ある程度バランスを保てるような区域割りになっております。このことから、学区外就学許可基準で緩和している単に自宅から学校まで距離が近いだけの申請理由については、原則として認めない方向とするが、その他、個々の事情については協議することを含めまして、この学区外就学許可基準の見直しの方向性を教育委員会会議において決定して、周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

阿部祐己君。

○ 一番（阿部祐己君）

今のお答えでありましたように、これからは少し厳しく申請のところを見ていただいて、お答えを出していただきたいなと思います。それにはやはり住民の理解を得ながら、各学校とも児童のバランスのとれた通学区域を維持していただきたいと思います。子供たちにとっては、小学校六年間は非常に大事な教育の場でもありますので、活気のある学校づくりを行い、将来を担う子供たちにすばらしい教育環境を整えていただくことと、保護者に対する周知もしっかりとさせていただくことをお願い申し上げます。

最後になりますが、皇后陛下であられる美智子様がこのようなことを言っております。「幸せな子を育てるのではなく、どんな境遇に置かれても幸せになれる子を育てたい。」まさにそのとおりであり、どのような境遇に置かれても幸せになれる子を育てるのは学校教育者でもありますが、一番の教育者は子の親であると、そう思います。以上、私からの質問を終わります。

○ 議長（野呂日出男君）

これで一番阿部祐己君の一般質問は終了いたしました。

十分ほど暫時休憩いたします。再開は二時三十五分に再開いたします。

休 憩 午後二時二十四分

再 開 午後二時三十六分

○ 議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し会議を再開いたします。

次に、十三番浅利直志君に一般質問を許します。十三番浅利直志君。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

傍聴にいらっしゃる皆さん、記者の皆さんもいらっしゃいますけれども、ご苦労さまです。お疲れさまです。

日本共産党の浅利直志です。九月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

さて、八月二十九日、午前六時前、突然のJアラート、弾道ミサイルの発射を北朝鮮が強行いたしました。日本上空を通告もなく通過させ、襟裳岬沖東方一千百八十キロの太平洋上に落下いたしました。

また、九月三日、北朝鮮は核実験を強行いたしました。特に八月二十九日のJアラートについては、頑丈な建物に避難せよ、地下に避難してくださいというようなことについては、さてはてどこに行けばいいのかと思ったのは私だけでしょうか。年配の人は戦時中の空襲警報を思い出したという人もありました。また、若い人には、まさか予行演習なんだろうというような声も寄せられているところでもあります。

さて、日本共産党は北朝鮮のミサイル発射強行と核兵器開発は、地域と日本の平和と安全にとって明白な脅威であると指摘し、また、類似の国連安保理決議に明白に違反し、国際世論に挑戦するものであり、強く抗議しているところでもあります。しかしながら、北朝鮮をコントロールすることができないような国際世論に逆らって、さまざまなことを行っているということは、その現実は無視できないと思います。経済制裁の強化と一体に、軍事衝突の危険のために、今こそ米朝の直接対話を必要ではないかと訴えているところでもあります。日本政府は、今は対話のときではない、対話のための対話では意味がないという態度をとり続けておりましたが、日本政府が軍事、経済の圧力一辺倒ではなく、米朝直接対話を促すことも軍事衝突のエスカレートを回避するために、今必要なことではないでしょうか。現

に、アメリカでは、ことしの六月、ペリー元国防長官や、シェルツ元国防長官などがトランプ大統領に宛てた書簡では、米朝間の協議こそが現在の高い緊張状態を減らしていく現実的な選択肢だということを強調しているところであり、アメリカに対話を促すという解決の道も模索すべきではないでしょうか。

いずれにいたしましても、脅威と紛争を戦争に拡大しないこと。憲法九条を持つ国として、国際紛争を解決する手段として武力の行使、武力による威嚇を禁じている憲法の本質を持つ国として、日本としても軍事力強化の、あるいは防衛力強化の一直線ではなく、今こそ外交力こそが試されている、問われているのではないのでしょうか。

さて、質問通告に沿いまして、一般質問をいたします。

初めに、国民健康保険制度について質問いたします。

藤崎町国民健康保険国保加入者は、四千五百七十七人ほどが被保険者になっておるところであります。市町村が運営する国民健康保険では、所得二百万円程度で三十万円を超える負担を強いられることなど、住民の支払い能力を超える住民生活に言わば重くのしかかっています。平成二十八年度、昨年度町の国保会計一人当たりは約八千六百十五円、九・九五%の国保税を昨年度引き上げ実施されました。世帯別試算によれば、夫婦子供二人の四人世帯で、いわゆるモデル世帯というところでもありますけれども、所得二百三十万円で国保税額は四十七万六千円ほどとされているところであり、引き上げ額五万八千五百円、上昇率、引き上げ率は一四・二%とされているところでもあります。平成二十八年度の町の国保会計の現状と基準外繰入れ状況など、国保の運営状況について改めて質問いたします。

次に、平成三十年四月より、国保の財政運営主体を藤崎町から、青森県に移管する大幅な制度改定が進められようとしております。進められていきます。国保の都道府県単位化によって、市町村の一般会計繰入れによる国保税の軽減措置が事実上できないようにする方向で制度変更をしようとしているとも考えられます。年金生活者や非正規労働

者、無職者など、低所得者が多く加入する国保は、もともと適切な国家の負担及び地方自治体の負担なしには、多くの自治体では制度維持が困難だという構造的な問題を抱えております。来年度の保険料、保険税がどうなるのか、暮らしにもかかわる重要な問題であります。さらに引き上げられるのか、被保険者としては暮らしにもかかわる問題でもあります。東奥日報紙上、あるいは陸奥新報紙上でも、ほぼ変わらない十市町村の中に藤崎町はランク付けされているようですが、改めて保険料や、あるいはまた、事業納付金はどの程度になるのか質問いたします。

県では、市町村担当者会議、市町村長会議も開催されているようではありますが、県として事業納付金と保険料試算として具体的に示しているのか、さらにはまた県移管と国民皆保険維持に向けた国の財政支援策は明確に示されているのかどうか。このことについて改めて質問いたします。

次に、保育園及び学童保育事業について質問いたします。

まず、福島保育園廃止の経過と、ときわ保育園建設と、今後の運営について質問いたします。

また、共働き世帯が多くなる中での学童保育に対する要望、父母の要望調査についてお聞きいたします。

あわせて、今後の学童保育の運営について質問いたします。

次に、町有財産について質問いたします。

現在、藤崎診療所の二階部分の利活用について、町としてどのような方策や見解を持っているのかについてお聞きいたします。

また、町営墓地の残地について、今後どのように利活用を進めるのかについて、改めてお聞きいたします。

以上、壇上からの私の一般質問とさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。町長平田博幸君。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険制度についてのイの平成二十八年度の国保会計と運営状況についてお答えいたします。

実質単年度収支赤字が五年以上も続いていることや、今後見込まれる保険給付費への対応として、昨年度国保税率を引き上げさせていただいたことにより、平成二十八年度の収支については、黒字決算となったところであります。収支の内訳としては、税収が対前年度比一二・五％、四千八百万円余りの増収となり、保険給付費につきましては、対前年度比三・九％、五千万円余りの増となっております。結果、実質収支は六百万円余りの黒字となったものですが、これは国保に加入されている方々のご理解と流行性疾患等が発生しなかったことなどにより、法定外繰入金を実質活用せずに、収支の均衡が保たれた結果となったものであります。

次に、ロの平成三十年四月より国保の財政運営主体が町からというよりも市町村から青森県に移管されるが、町の事業費納付金及び保険料はどの程度になるかについてであります。平成三十九年度から国保制度が大きく変わり、その具体的な内容については、現在検討を進めているところであります。町が県に納めることとなる国保事業費納付金や、被保険者から徴収することとなる保険料総額については、現在、その作業が進められておりますが、本月十一日に最新の試算結果が公表されることとなっております。なお、現時点で把握していることし二月時点での数値であります。今後の予定としましては、国では公費負担額を及び保険料算定計数が確定した後に市町村において課税

所得の修正作業を行い、最終的な納付金額などが決定することとなっておりますが、その時期は来年一月から二月になるものと見込まれております。

なお、今後の県の試算結果につきましては、これまで公表してきた試算額と比較し、多少変動することもあり得ることとあります。

次に、ハの県は前記ロ、について試算として明示しているのか、また、県移行と国民皆保険維持に向けた国の財政支援策は明確に示されているのかについてであります。先ほど申し上げました納付金及び保険料につきましては、国の方針や交付額などが判明した時点でこれまで三回にわたり県が算定してまいりましたが、いずれも試算として明示しているものであります。

また、制度改革に伴う国からの財政支援策につきましては、財政調整交付金の増額、医療費の適正化に向けた取り組みを支援する保険者努力支援、財政リスクの分散、軽減方策としての財政安定化基金創設財源等で毎年約一千七億円の支援をすることとしておりますが、その内訳や都道府県の配分金額等はいまだ示されていない状況であります。

次に、保育園及び学童保育事業についてのイの福島保育園廃止、ときわ保育園建設についてお答えいたします。

ご質問の施設は、どちらも社会福祉法人つくし会が運営しており、老朽化した園舎の整備や在籍児童数の推移、多様化する保育ニーズなどへの対応をするため、ときわ保育園の移転改築と、新制度への移行とあわせ、福島保育園を今年度末で閉園することとし、現在、工事並びに事務作業を進めているところであります。ときわ保育園につきましては、来年度から認定こども園に移行いたしますが、これまで実施してまいりました保育事業に加え、幼稚園を併設する形となり、幼児教育についても提供可能となるものであります。なお、ときわ保育園が自主事業として実施しておりました学童保育につきましても、これまでどおり継続して実施していくこととしております。

次に、口の学童保育の要望、希望調査と運営についてであります。学童保育につきましては、現在、小学校三年生までを対象として実施しており、保護者の要望や実態を把握する目的で、ことし七月に、保育所及び幼稚園の年長児童並びに小学校一学年から五学年までの児童保護者約七百名を対象とした意向調査を実施いたしました。調査内容といたしましては、平日に家庭内で保育できる方がいらっしゃるか。小学校での放課後、どこで児童を過ごさせたいか。学童保育は何学年まで利用させたいか。などで、対象児童の保護者七百八名のうち、六百四名から回答があり、回答率は八五％という結果でありました。

また、主な設問に対する回答結果であります。平日において日中家庭内で児童を保育できる家庭の割合は、できる家庭が三二・一％、できない家庭が六七・九％、放課後の過ごさせ方については自宅などが三四・二％、習い事などが二八％、学童クラブが一九％。学童保育の利用学年につきましては、小学校三学年までが六九・三％、小学校六学年までが二九・九％という結果でありました。今回の調査結果を踏まえ、今後の学童保育の運営等に生かしてまいりたいと考えております。

次に、町有財産についてのイの藤崎診療所二階部分の利活用についてお答えします。藤崎診療所につきましては、指定管理者制度により、指定管理者に医療業務及び施設の維持管理等を包括的に運営していただく状況であります。二階部分の利活用につきましては、現在、指定管理中であり、相手方との協議が必要であること、また、利用が可能となった場合であっても、衛生的、防犯的に好ましくないという医療施設の特殊性を考慮し、現時点では利活用については難しいものと判断しております。

次に、口の町営墓地の残地についてであります。町営墓地につきましては、平成十五年度に一万二千平方メートル余りの用地を取得し、第一期分として約六千五百平方メートルを造成し、平成十七年度から販売してきたところで

あります。当初の計画では、第一期分の販売が八割程度に達した時点で、第二期分の造成を検討することとしておりましたが、現時点では、販売実績が二百六十四区画中、百六区画で、売却率が四〇%であることから、残地に対する第二期分の造成については、検討する状況ではないと判断しているところであります。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（野呂日出男君）

十三番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志君に再質問を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

初めに、国民健康保険制度ですね。来年度から大きく運営を、財政運営を特に県主体になって運営されていくということ、制度改定がされるわけでありまして。それで、初めの国保会計とその運営状況についてということで、この間というより昨年、国保税の引き上げといいますか、やられたわけでございます。実施されたわけですね。それで、先ほど町長の答弁では、基準外繰入れというかね、この昨年度前までは四、五千万円も投入したりして、赤字会計の回避と保険料の値上がりを抑制してきたという経過があるんですけども、平成二十八年度については、値上げ分の四千八百万円と、それからそのほかのいわゆる大きな支出要因がなかったということで、基準外の繰入れは全然やらなかったということですか、それとも百万、二百万円はやったということなんですか。その辺はどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。いわゆる赤字補填と言われる一般会計からの繰入れ、法定外繰入れにつきましては、予算額どおりの五千二百万円を繰り入れしてございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

五千二百万円ほどは繰り入れたということでありまして。それで、改めて国保会計も決算審議の対象になっているんですけれども、我が町の国保会計が基本的にどうなっているのかという認識を新たにして、このいわゆる県移管というか、そういうことに向かっているかなければならないのかなというふうに思うわけなんですけれども、この間の一人当たりの医療費、この間というか平成二十七年度は二十六万八千円ほどだというふうなことなんですけれども、平成二十八年度の決算ではどれくらいになっていらっしゃるのか。

それと、何か私のイメージとしては、被保険者といいますか、これ実際は五千人ぐらいで横ばいなのかなと思っていたんですけれども、説明によると平成二十八年度は四千五百七十七人ほどで、減っているということなんです。

この要因についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。被保険者数の推移と、それから一人当たりの医療費、これの推移というか、どういう状態なのかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、被保険者数のお話でございますが、平成二十八年度は、これは年の平均という形で捉えてございます。毎月国に報告している月報、これを積み上げた年報というものがございまして、その中で最終的なものは平均数値というふうな形で出しておりますが、その数値でお答えさせていただきます。平成二十八年度が四千五百七十七人、前年度平成二十七年度は四千七百七十八人、その前平成二十六年度は四千九百七十五と、二百人ほど毎年減少してございます。その要因といたしましては、国保の加入ということであれば、社会保険を脱退される方が加入される。そして、その要因と、いわゆる社会保険から国保に加入される移行される方というものと、七十五歳に到達することで、後期高齢者に移行するというふうな年齢構成との比較にもなるわけですが、それらが相まって、こういうふうな二百人ずつ減少しているというふうな状況になっていると思われまます。

もう一点の、一人当たりの給付費についてでございますが、平成二十八年度の一人当たりの給付費は、二十九万一千円余りとなっております。前年度平成二十七年度につきましては、二十六万九千円ほど、平成二十六年度は二十四万五千円ほどというふうな一人当たりの給付費になっているものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

被保険者が減少しているというのは、七十五歳以上の人が、私もだんだん近づいていって、心配になっているんですけども、いずれにしても、後期高齢者医療というのを別枠にしたというか、差別的に分けたということによって、国保の保険者が二百人ずつぐらい減っているという過去三年間の平均で見れば、そういうようなことなんだろうと思いますけれども、医療費の一人当たりは二十七万円ほどから二十九万円ほどになって、二万五千円ほどでしょうか、

上がっていく。これも上がっていく傾向があるんだろうと思いますけれども、いずれにしても、国保で国保加入者が介護保険の介護保険負担分も後期高齢者の医療分の負担もしていくという関係にありますので、どんどん負担がふえていくということ。あるいはまた、医療費の高度化、これによって高齢化とそして医療の高度化といいますか、それからもう一つは、薬剤が高い薬剤が出現するというようなことで、一人当たりの医療費もどんどん伸びていくというのが日本の現実の姿ではないかと思っておるんですけれども、町長かまたは担当者でもよろしいんですけれども、町長は何か国保の運営の会議というか、委員でもあるんですよね。理事だそうでありますので、それで、国保の財政が厳しい背景というのは、どこにあるのかというふうな、どのような認識をお持ちなのか、そのことについてと、国保会計というのは、国保というのは医療制度の助け合いの制度だというふうに言う人もあるんですね。ですけれども、社会保障として、立派に法律的にも位置づけられているんだというふうに、その根幹を守るべきだと、私などはそういうふうに主張しているんですけれども、国保は助け合いの制度なのかどうかということについての認識はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

私もなかなかその国保の青森県のその理事をやっている、医療、保険、介護、全てが頭に詳しく数字的なものは入っていませんので、私の考え方として、お聞きしていただきたいと思います。先ほど議員の一般質問で、北欧の教育、福祉水準の高いことをちょっと申し述べさせていただきました。やっぱり入ってくる税と、そして国民住民サービスの拠出する例えば福祉であれ、保険であれ、あるいは教育であれ、いろいろその住む国々によって制度は極端

に違う。しかしながら、我が国日本を振り返ると、例えば直接税、間接税、税収の割合、あるいはまた、国保みたいに国民皆保険ということで、いい制度もあるけれども、国の財政を抛出しながら、そこの住民の負担もいただきながら、みんなでこの保険制度を確立しようという話。これは例えば、一つの国を見ると、アメリカなんかはオバマ政権のときにそれを目指そうとしていましたけれども、トランプ政権になってから、またゼロに戻すような施策も今検討されていまして、どれがよいかというのは、私は、正解はないと思います。例えば北欧みたいに税収を多く取って、それをもとに人づくり、教育、福祉に充てようという国も私はすばらしい考え方だと思います。その辺から見ると、まだまだ日本の税負担、国民から徴収する税負担というのは、北欧から見るとまだまだ低い限りであって、あるいはまた、それに伴うサービスも、国の厳しい財政も出しながら、皆保険、国保会計を保つということですので、もっともっとこれは我が藤崎町に限らず、一千七百十八の市町村が国内にありますので、やっぱり四十代、五十代から健康づくり、体力づくり、将来に備えるその保健活動を強化することによって、やっぱり私は医療費がだんだん引き下がってくるのかなと、そう思っていますので、その辺は藤崎町に限らず全国民がそういうような意識を持ちながら、やっぱりこれから一人一人のみずからの健康、そして福祉、将来に向けた備えも考えるべきだとそう思っています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私の聞いたことにはちょっと明確には何か答えてはいないように思われるんですけども、つまり、国保財政が厳しいという背景はどこにあるのかという問題について、結局どれが正解だというのはわからないと思うという、税負

担についても考えていかなければならないというようなことで、町長がデンマーク、北欧の話をしたのは、視察として私は非常によかったのかなというふうに七五％を負担しなければ、そういうことが維持できないのかということについては、これは全く税負担の探求の仕方だと思いますので、そういう日本の場合、税に対する信頼が欠如しているといえますか、福祉のためにやるといって、福祉はだんだん切り詰められていると。こういう二枚舌的な税金の使い方自体が問題になっているんだと思います。

それで、国保会計は、社会保障制度として、国保法の四条だとか、一条の目的、これではっきりと位置づけられているわけでありますから、相互扶助制度の助け合い制度ではないんだということをこれにできるだけ変えていこうとしていますけれども、根幹は社会保障制度なのだという国保法の原点をはっきりと理解していただきたいと思います。

つけ加えて、この国保の状態を見ますと、結局、一九八〇年と言いますから、四十年も前というような時代からスターとしてみれば、国の医療給付費といえますか、それに対する支払が一九八〇年代は六〇％であったものが二〇一〇年といえますか、これはもう五〇％、一〇％以上ダウン、一五％以上ダウンというような、そういう大きないわゆる国の支出金の大幅な減少がそれと高齢化と医療の高度化といえますか、こういうものとかみ合っていないということによって、大きな国保税上の、構造上の問題があるんだというふうに理解しておきますけれども、よく国保の構造的な問題があるというふうに言われておりますけれども、町長または担当者はどのように認識していらっしゃるのでしょうか、改めてもう一度お聞きします。時間も少なくなりましたけれども。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。今、浅利議員もおっしゃいましたその社会保障制度、昭和十三年に国民健康保険法ができて、いわゆる相互扶助の精神でもってお互いに助け合うための保険制度ということで成立し、戦後、昭和三十二年に国民皆保険、みんな保険に加入しなければいけないというふうなものが出てございます。そして、現在に至っているわけですが、まずもって、相互扶助の助け合いの精神に基づく制度であるということはまず一点。そして、構造的な部分であります、やはり国保に加入されている方の形態と申しますか、状態と申しますか、一次産業、あるいは、年金を受けている方、そういう方が多いということで、やはり所得が低い。基盤安定という制度もございしますが、国がそういう意味で支援するというふうな仕組みにもなっておりますけれども、やはり所得の低い方が多いという構造的な問題。そして、その方々から税を徴収するということであっても、なかなか多くの税をいただくというところにもいろいろな問題もあって、現在のような財政事情が厳しくなっているという状況になっていると理解してございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そもそも論はもういい加減にせいというような声もちょっと聞こえてはくるんですけれども、そもそも論が大事でもあります。今後とも国保が県移管となっても、国保の制度そのものは変わらないというふうに思いますので、今後とも議論や検討を加えていきたいなと思っております。

それで、県移管に伴う早い話が東奥日報紙上や陸奥新報紙上では、保険料何ぼになるんやというのが住民の多くのというか、国保加入者三人に一人ぐらいですから、何ぼになるんですかというのが関心の一つなわけでありまして。報

道によれば、大体今までと同じようなグループに藤崎町は類しているんですけれども、その根拠というのはどこにあるんでしょうか。県が言っているからそういうふうなことなんですか。最終的には十二月なり、年を越した一月でなければ正確な保険料は出しませんよとも聞こえるんですけれども、またもう一方では、何か二、三日後というか、十一日以降に保険料試算は出るんですよというふうなこともあるんですけれども、保険料試算はいつ明確にされるのかと、保険料は安くなるんですか、さらに高くなるんですかということについてはどういう現在検討状況なんですか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。現在、県が行っております来年度から制度が変わる、その市町村の県に対して納める納付金、それをもとに、それから算定する保険料、この試算を現在行っておりますが、これまで二回試算してございます。昨年の十一月が一回目、ことしの二月が二回目、三回目が今、八月でありまして、それが公表されるのが来週の月曜日ということになってございます。一回目、昨年の十一月の県の試算によりますと、藤崎町の一人当たりの保険税額は、十万四千六百九十九円というふうに試算結果が報告されてございます。そして、先ほどの町長の答弁にもございました二回目でございます。ことしの二月の二回目の発表では九万四千二百七十六円、それから三回目はこれからなんです、それはまたお答えできないんですけれども、平成二十八年度の決算、対象となる税額、一般被保険者の現年度分の実績額を被保険者数で割り返したものでいきますと、九万四千八百二円ということになっておりますので、二回目の九万四千三百円ほどと九万四千八百円ですので、ほぼ変わらないというふうなアンケートに回答したところでご

ございます。

それから、いつ明確になるのかというお話でございましたが、八月の試算が三回目、四回目がことしの十一月に行われます。これが仮算定ということになってございまして、かなりの数値が確定しつつある状態での試算になってございます。そして、さらに最終的なものというのが年を越して一月の末から二月の初めに、本算定という形で確定数値が出されるという今後の予定になっているところであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、課長から詳しく説明もされたところなんですけれども、いずれにしても多くのというか、町民の三人に一人には直接関係することでもありますので、できるだけ県にもいわゆる三回目のと申しますか、試算については、九月の十一日は公表されるんだというようなことですので、できるだけ早目に公表して、住民にとっても、住民というのは被保険者にとっても、そして事務担当者にとっても、十分検討の時間をとるべき趣旨からしても早目に公表を県に求めていくべきだというふうなことを要求しておきたいと思っております。

それで、二番目の保育園及び学童保育の事業についてという質問についてですけれども、ときわ保育園の建設についてお聞きいたします。

私が聞きたいのは、認定保育園になるから、幼稚園の事業もやるんですというようなことなんですけれども、それから学童保育もやるんですと。何か説明を受けたときには、ことしでも十人ほど学童保育を受けた人が何かときわ保育園出身の人で一年生でとかという、二年生なのか、そういうふうなことも出ていたということなんですけれども、

幼稚園のスペースと、それから学童保育のスペースといいますか、体制といいますか、この辺はどういうふうな現状になるのでしょうか。どういう設計上、配慮されているのでしょうか。その辺はどう説明を受けているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。現在建設中といいますか、これから建設に入るわけですけれども、新年度開設することとなる認定こども園、この中に、いろいろな設計上、部屋がございますが、乳児を保育するほふく室ですとか、あるいは一歳以上の保育室ですとか、あるいはユーティリティーといいますか、いろいろな形で活用できる部屋というものも準備してございます。そういう中で、幼稚園部分といいますか、その認定こども園の幼稚園として一号認定と申しますけれども、一号認定された子供さんを保育する部屋というのももちろんございます。そこ専用のスペースもございます。それから、学童保育に関しては、あくまでも自主事業ということでございますけれども、現在であれば、五名から十名程度、つくし会さんで自主事業という形で実施していただいているものなんですけど、これも継続して来年度以降も実施する。そのスペースというのが先ほど申しましたそのユーティリティーといいますか、その自由に活用できるスペースという形で確保しているということになっているものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ときわ保育園につきましては、予算措置も提案されているところなんですけれども、そうしますと、学童保育の受

け入れスペースもあるんだというふうに理解いたしました。ゼロ歳児保育、共働き世帯が多くなっているゼロ歳児保育を受け入れる施設と、この学童保育もやっていただくということが、大事というか、緊急、いわゆる小学校一年生、三年生だけが学童保育の対象という、そういうスペース的な問題もあって、ぜひ大事なことなので、引き続き実現できるように注目していただきたいと思います。

それで、学童保育の意向調査の件なんですけれども、三学年までというのが圧倒的に七割方といいますか、そういうので多いという。ただ、三割ぐらいは五、六年生までやれないものか、一学年でも延ばせないものかとかあるんだと思います。いずれにしても、六年生までというふうにも限定しなくても、そういう希望がある方に人数としては少ないけれども、でも少ないほうにこそ問題を抱えている子供が多かったりするわけでありまして。その辺を具体的な実情も把握しながら、新しい保育園、ときわ保育園建設なども含めて、対応していただきたいと思います。と考えております。

それで、ことしから一年生だけ、希望は七、八十人あったみたいなんですけれども、実際来る人は四十人ほどだというふうなことなんですけれども、一年生だけの学童保育というのを生涯学習文化会館といいますか、そこを整備してやったんですけれども、何か、指導員の方がまとめるに大変だと。騒ぎ過ぎてとか、まとまりがつきにくいとか、そういう苦情も寄せられているようなんですけれども、私的には例えば一年生、二年生をもう半分ずつにして、二つの状況に対応できるようにするとか、つまり学童保育のいいところというのは、同じ学年でないというところがよいところでもありますので、今後の運営をアンケートに基づいて検討したいというんですけれども、学童保育の異学年といいますか、違う学年と一緒にやるということをぜひ検討すべき課題になっているんじゃないかなということ。もう一つは、指導員のもっと人数が多くなければならないのかもしれないですので、その辺のスタッフの補強の問題、どのようにお考えなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

はい、まず一点目の年齢の異なる児童を一緒にというお話でありました。保育に関するちょっと情報を調べてみましたら、異年齢保育というものが確かにございます。年齢の異なる保育というもので異年齢保育、年齢でクラスを分けるのではなく、さまざまな年齢の子供を一緒に保育する方法ということで、近年取り入れている保育園もあるというふうに聞いてございます。児童福祉法や保育ガイドラインで規定されたものではございませんが、今後学童保育においても、もちろん規定はございません。今後その異年齢保育のメリットなどを確認、把握した上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、学童保育のスタッフのお話でございました。確かに今年度、常盤小学校の一年生から三年生までの児童の学童保育の利用申し込みが非常に多くございまして、登録人員は九十名ほどございました。うち、利用人員というのは月平均にしますと、およそ三十人から四十人という実績が出てございます。常盤小学校に併設した学童クラブのスペースは基準が四十名ほどとなっておりましたので、一年生から三年生までを保育するということになる、もう全然無理だということで、常盤生涯学習文化会館のほうを改修させていただいて、実施させていただいているところでございます。二つに分かれるということで、どのように分けるかというところでの学年で分けさせていただいたという状況でございます。結果、その一年生、三十名から四十名ほど、毎日のように利用させていただいておりますが、非常に元気で、活発なお子さんが多いようで、支援員が大変だという声、どこからかもしかして聞こえたかもしれませんが、通常の基準からいけば学童保育の支援員の配置基準を上回る形で実情は配置しているところでござい

す。その児童数、あるいは実際に利用している子供さんの状況もいろいろございます。その状況によって、どうしてもこれでは無理がある、支障がある、児童に影響が出るというふうなことになるれば、それはもちろんスタッフを増員するなり、対応する考えをしていかなければ、いけないと思いますが、現状では、基準を上回る配置をしているというところと、まだふやすという状況ではないというふうな把握をしてございますので、現状で進めてまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

指導員の処遇の改善も含めて、父母の願いに応じて働きやすい環境をつくっていただくことを要求しておきたいと思えます。

最後に、公共施設の公有財産についてであります。

藤崎診療所の二階部分の利活用については、これは当初は入院病床も引き受けるということでスタートしたけれども、それはできないと、できかねるという経営判断もあるしと。この入院病床を抱えるというのは医師数だとか、そういうもので難しいというのは私も多少なりとも理解しているところでありますけれども、いずれにしても、この二階部分の利活用について、これまで住民といいますか、あの二階、三階もありましたね。二階と通告したんですけれども、よくよく見たら三階もありましたですけれども、よくよく見なくても三階もあったんですけれども。この二階、三階の利活用について、これまで指定管理をしています、ときわ会さんと協議した経過があるのかどうか。今後の契約の更新のこともありますので、今後どういうふうな対応をしていくのかということについては、どうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。平成二十四年のたしか夏だと思いましたが、同じようなそういうお話がどこから出たのか今ちょっと思い出せないのですが、平成二十四年の夏だったと思いますが、診療所の当時の永山院長のほうにそのお話しで伺ったことがございます。その際には、町長の答弁にもありましたとおり、建物のやはり管理上の問題、それから医療機関という特殊性があるので、それはだめだということでお断りをされたという経緯がまず一つあります。そして、それはこちらのほうからやってほしいということではなくて、どうかということでの話でありました。平成三十年の三月で今の指定管理が切れるわけではありますが、今後につきましても、やはり指定管理を一体でしている限り、町がその部分をまた使うとなれば、指定管理そのものが崩れるのではないかという考え方もありますので、当面というか、次の協定の基本的な考え方としても、現状のままの形でお願いしたいということで進めたいと事務担当者としては、そう思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

最後の町営墓地の残地についてということですがけれども、町営墓地そのものがこの間、常盤の時代に墓地を取得したという経緯があるんですけれども、結論から言えば、面積も買い過ぎたなというふうな反省もあるわけですがけれども、いずれにしても残地、いわゆる墓地として販売しない残地の部分の、これは冬季の雪置き場といいますか、そう

いうものに使っているんですけれども。とにかくそういう問題があるんですけれども、そこに墓地の脇にちょっと小さな農地があるんですよ。小さな農地買い取られないまま、水はけが悪くて、農地として使えないという苦情もあるんですけれども、どこだというふうに図面で示せないですけれども、大体想像できるのかなと思っているんですけれども。その辺の水はけをよくするとか、買い取るとか、そういう具体的なことについては考えていないのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。どこなのかわかりませんか。三百平米あるのかないのか、そのぐらいだ。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

あと一分しかないので、いずれにしても、影響、農地として道路の間とその墓地の残地の部分との間にあるんです。その辺の水はけをよくする手続だとか、そういうものをしっかり現状を把握してもらいたいということを要求して、私の質問を終わりたいと思います。答弁は要りません。

○議長（野呂日出男君）

これで十三番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 午後三時三十六分